

令和7年度 第1回真岡市地域公共交通活性化協議会次第

日 時：令和7年6月24日（火）

午後2時～

場 所：真岡市役所404・405会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長等の選出

5 議 事

<報告事項>

報告第1号 令和6年度の市内公共交通運行状況について …資料1

<協議事項>

協議第1号 令和6年度真岡市地域公共交通活性化協議会収支決算
について …資料2

協議第2号 令和7年度真岡市地域公共交通活性化協議会事業計画
及び予算案について …資料3

協議第3号 地域公共交通確保維持改善事業に係る計画の策定に
ついて …資料4

協議第4号 真岡市地域公共交通計画（骨子）について …資料5

協議第5号 いちごタクシーの目的地の廃止及びもおかべリー号の運行内
容の変更について …資料6

協議第 6 号 真岡市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について
…資料 7

< その他 >

いがしらリゾートシャトルバス実証事業について

小学生向けいちごバス及びもおかベリー号
「夏の無料乗車キャンペーン」の実施について

福田記念病院の移転に伴う対応について

今後の協議会の開催予定

第 2 回協議会 令和 7 年 1 1 月 4 日（火）

第 3 回協議会 令和 8 年 1 月 2 3 日（金）

6 閉 会

報告第 1 号

令和 6 年度 市内の公共交通運行状況について

【いちごタクシー運行状況】

予約制の乗り合いタクシーであり、自宅から市内の指定された施設まで送迎します。
平日のみ車両6台で運行しており、行き9便、帰り9便の全18便からなります。

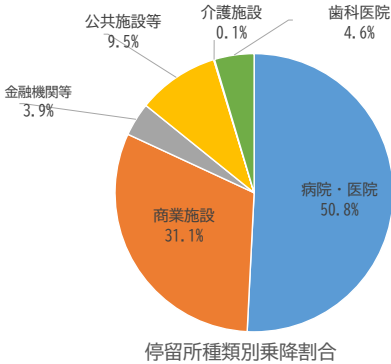
(1) 利用状況

年度	利用者数	内 訳									営業 日数	利用者数 (人/日)
		現金乗車		未就 学児	3歳未満	回数券利用		障害者利用		無料 乗車券		
		大人	小人			大人	小人	大人 (介助者)	小人 (介助者)			
令和元年度 (4月～3月)	16,020	5,196	33	61	31	6,800	4	—	—	3,895	240	66.8
令和2年度 (4月～3月)	13,727	3,607	12	35	—	5,302	0	—	—	4,771	243	56.5
令和3年度 (4月～3月)	13,683	3,486	32	30	—	5,416	9	—	—	4,719	242	56.5
令和4年度 (4月～3月)	13,523	3,522	15	29	—	5,084	0	—	—	4,873	243	55.7
令和5年度 (4月～3月)	15,269	3,997	19	241	—	5,528	0	—	—	5,484	243	62.8
令和6年度 (4月～3月)	17,753	4,082	70	155	—	4,614	44	1256 (20)	2 (3)	7,507	243	73.1

※令和元年10月より、3歳児未満無料から未就学児無料に変更
※令和6年8月より、障害者減免開始

(2) 乗降者の利用場所状況 (令和6年4月～令和7年3月)

利用場所	利用 者 数	割 合
病院・医院	9,019	50.8%
商業施設	5,513	31.1%
金融機関等	698	3.9%
公共施設等	1,692	9.5%
介護施設	17	0.1%
歯科医院	814	4.6%
合 計	17,753	100.0%



(3) 登録者の推移

年度	登録者累計 (人)	増加数 (人)	増加率
令和元年度末	9,759	343	2.7%
令和2年度末	9,854	95	1.0%
令和3年度末	10,164	310	3.1%
令和4年度末	9,564	△ 600	△ 0.1%
令和5年度末	10,149	585	6.1%
令和6年度末	10,883	734	7.2%

(4) 年代別登録者数 (令和7年3月末現在)

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
登録者数	416	450	408	660	1,099	1,437	2,268	2,763	1,382	10,883
割合	3.8%	4.1%	3.7%	6.1%	10.1%	13.2%	20.8%	25.4%	12.7%	100.0%

(5) 地区別の利用状況 (令和7年3月末現在)

	地区名	真岡地区	大内地区	山前地区	中村地区	二宮地区	合計	合計
登録	登録者 (A)	4,229	1,114	1,348	1,718	2,474	10,883	16,423
	人口 (B) ※	37,605	6,136	7,308	12,890	14,142	78,081	112,421
	地区別登録率 (A/B)	11.2%	18.2%	18.4%	13.3%	17.5%	13.9%	14.6%
利用	実利用者数 (C)	328	65	81	132	215	821	1,249
	(割 合)	40.0%	7.9%	9.9%	16.1%	26.2%	100%	100%
	登録者利用率 (C/A)	7.8%	5.8%	6.0%	7.7%	8.7%	7.5%	7.6%

※人口は令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口。「実利用者数」は登録者のうち何人が実際に利用したのかを示す指標

(6) 「時間変更」及び「お断り」の状況

年度	時間変更件数	お断り件数	お断り件数 (1日平均)
令和元年度 (4月～3月)	484	1,037	4.3
令和2年度 (4月～3月)	450	781	3.2
令和3年度 (4月～3月)	316	1,011	4.2
令和4年度 (4月～3月)	448	650	2.7
令和5年度 (4月～3月)	950	809	3.3
令和6年度 (4月～3月)	1,206	1,158	4.8

【いちごバス運行状況】

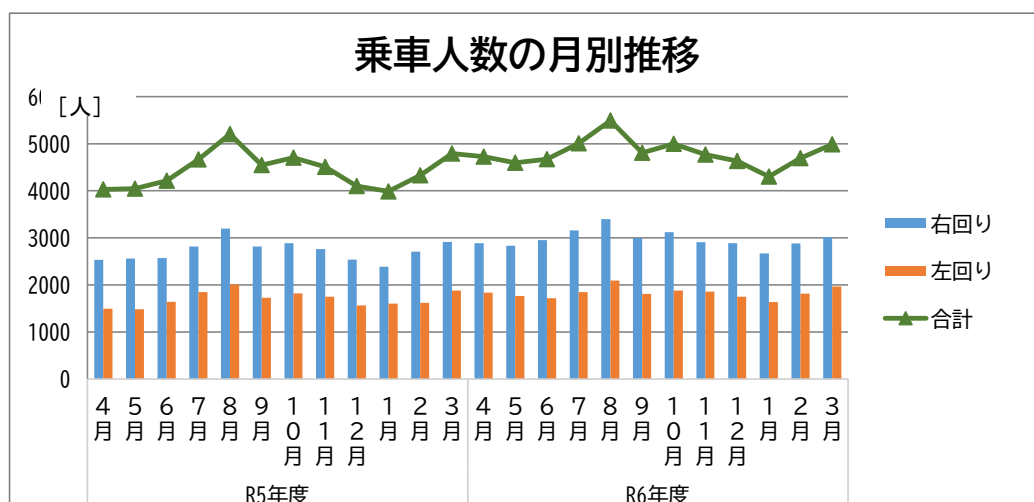
中心市街地を循環するコミュニティバスとして、平成31年3月3日までコットベリー号（2台）を運行、平成31年3月4からはいちごバス（3台）を運行しています。

右回り2台で12便、左回り6便で1日18便運行しており、42箇所のバス停を循環しています。

（１）乗車人数

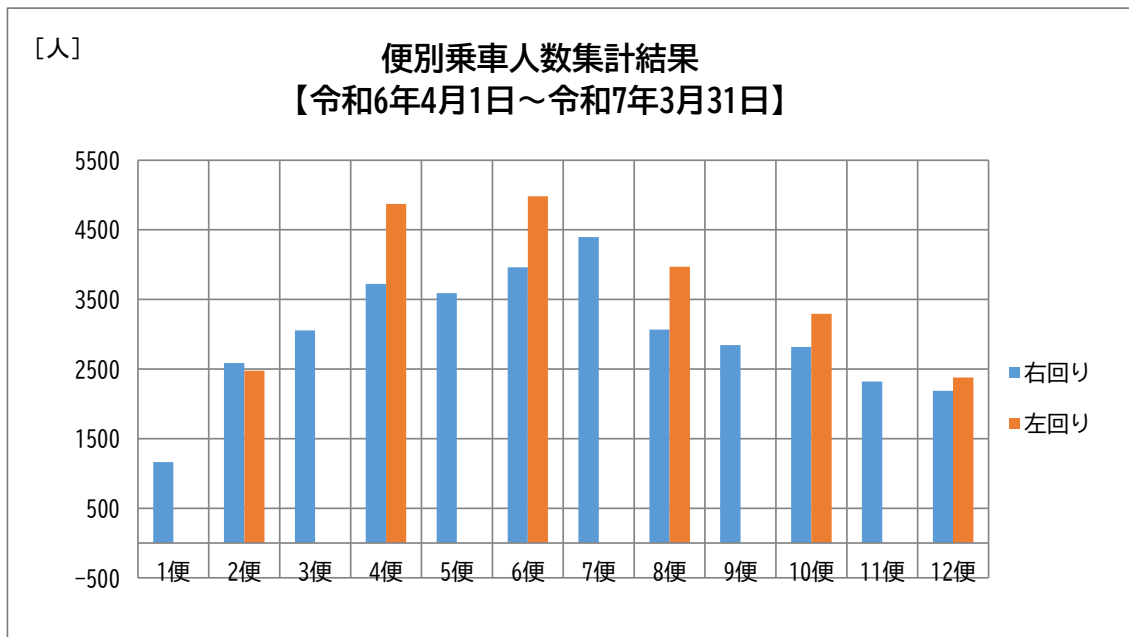
	乗車人数	右回り	左回り	無料乗車券	運行日数	1日平均	1便平均
H24年度 (10月～3月)	5,177	2,817	2,360	-	176	29.4	1.8
H25年度 (4月～3月)	14,930	7,700	7,230	-	359	41.6	2.6
H26年度 (4月～3月)	17,905	9,315	8,590	-	359	49.9	3.1
H27年度 (4月～3月)	19,664	9,873	9,791	-	359	54.8	3.4
H28年度 (4月～3月)	20,938	10,410	10,528	303	359	58.3	3.6
H29年度 (4月～3月)	22,395	10,917	11,478	536	359	62.4	3.9
H30年度 (4月～3月)	22,930 (2,718)	11,975 (1,729)	10,955 (989)	902 (74)	359 (28)	63.9 (97.1)	3.5 (5.4)
R元年度 (4月～3月)	38,686	23,857	14,829	4,068	360	107.5	6.0
R2年度 (4月～3月)	32,842	20,620	12,222	4,100	342	96.0	5.3
R3年度 (4月～3月)	36,372	23,121	13,251	5,820	350	103.9	5.8
R4年度 (4月～3月)	44,154	27,558	16,596	7,098	359	123.0	6.8
R5年度 (4月～3月)	53,124	32,684	20,440	8,930	360	147.6	8.2
R6年度 (4月～3月)	57,680	35,706	21,974	10,070	359	160.7	8.9

※（ ）はうち平成31年3月4日以降運行のいちごバスの数値を示す



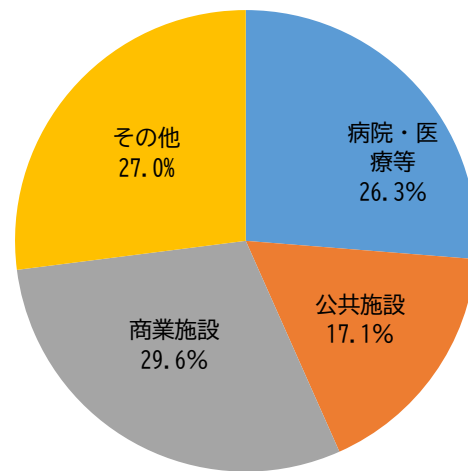
(2) 便別乗車人数 (令和5年度)

発車時刻	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便	7 便	8 便	9 便	10 便	11 便	12 便
	右1 7:20発	右2 8:05発	右3 8:50発	右4 9:35発	右5 10:20発	右6 11:05発	右7 12:25発	右8 13:10発	右9 13:55発	右10 14:40発	右11 15:25発	右12 16:10発
		左1 8:05発		左2 9:35発		左3 11:05発		左4 13:10発		左5 14:40発		左6 16:10発



(3) 停留所種類別 乗車人数 (令和6年度)

利用場所	利用者数	割合
病院・医療等	15,149	26.3%
公共施設	9,853	17.1%
商業施設	17,099	29.6%
その他	15,579	27.0%
合 計	57,680	100.0%



停留所種類別 乗車人数割合

【もおかベリー号運行状況】

中心市街地と周辺地区をつなぐコミュニティバスとして、令和5年4月24日からもおかベリー号を運行しています。

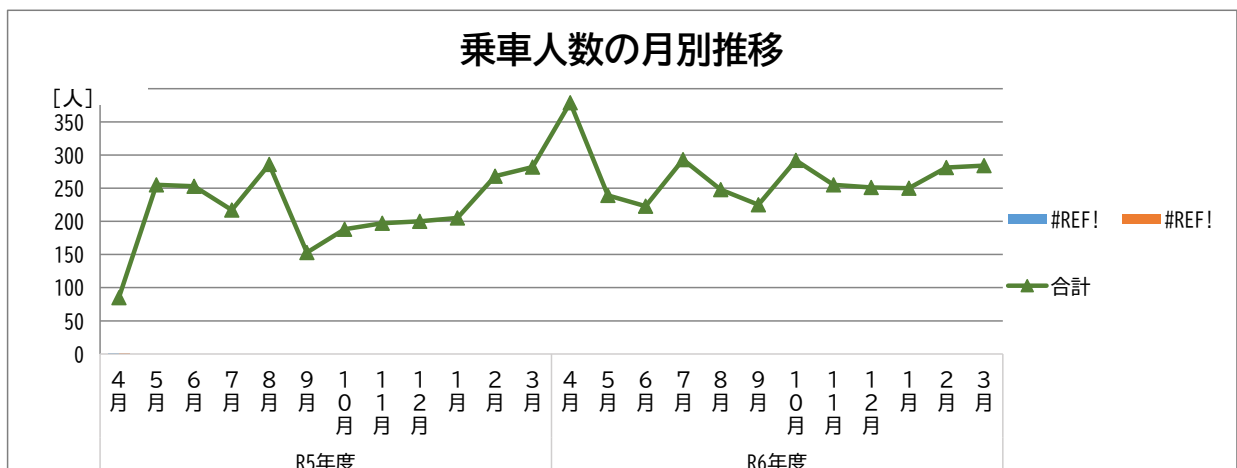
令和5年4月から9月は週1回、令和5年10月からは、山前地区、大内地区、中村地区については週2回運行しています。

(1) 乗車人数

		乗車 人数	現金	無料 バス	未就 学児	回数券	乗継券	夏休み無 料	無料乗車 アンケート	障がい者 割引	運行 日数	1日 平均
R5	4月	85	71	14	0	1	0	0	0		5	17.0
	5月	255	203	40	2	10	19	0	0		23	11.1
	6月	253	201	41	0	11	6	0	0		22	11.5
	7月	217	136	46	3	14	6	18	0		21	10.3
	8月	286	166	27	15	11	28	67	0		23	12.4
	9月	153	101	41	0	11	5	0	0		21	7.3
	10月	188	113	65	1	9	10	0	0		22	8.5
	11月	197	97	89	2	9	8	0	0		22	9.0
	12月	200	126	71	0	3	7	0	0		20	10.0
	1月	205	133	60	0	12	9	0	0		20	10.3
	2月	268	192	62	0	14	10	0	0		21	12.8
	3月	282	167	73	0	0	14	0	167		21	13.4
R5年度 (4月～3月)		2,589	1,706	629	23	105	122	85	167	0	241	10.7
R6年 度 (4月～ 3月)	4月	379	1	45	3	0	4	0	326		22	17.2
	5月	239	114	84	0	31	10	0	0		23	10.4
	6月	223	124	77	0	9	13	0	0		20	11.2
	7月	293	135	104	0	34	13	7	0		23	12.7
	8月	248	95	84	5	12	19	8	0	25	22	11.3
	9月	225	91	89	0	13	6	0	0	26	21	10.7
	10月	292	100	94	8	26	9	0	0	55	23	12.7
	11月	255	71	90	0	39	13	0	0	42	21	12.1
	12月	251	109	71	0	30	7	0	0	34	20	12.6
	1月	250	83	79	0	35	4	0	0	49	20	12.5
	2月	281	93	88	0	38	9	0	0	53	20	14.1
	3月	284	1	73	0	0	14	0	167	29	21	13.5
R6年度 (4月～3月)		3,220	1,017	978	16	267	121	15	493	313	256	12.6

(2) ルート別乗車人数

		山前北	山前南	大内東	大内中央	中村北	中村南	物部	久下田東	久下田西	長沼	合計
R5年度	4月	9	6	8	11	24	1	8	4	7	7	85
	5月	28	26	19	36	37	44	19	5	18	23	255
	6月	65	25	24	27	17	27	29	6	8	25	253
	7月	32	14	14	31	30	33	21	18	4	20	217
	8月	47	60	7	20	16	59	42	2	9	24	286
	9月	18	25	8	11	26	16	21	7	9	12	153
	10月 見直し 前	10	16	2	10	8	12	2	4	3	1	68
	10月 見直し 後	15	10	5	18	17	19	18	12	2	4	120
	11月	27	23	7	32	21	47	3	12	6	19	197
	12月	26	21	4	20	18	52	16	9	14	20	200
	1月	12	19	8	30	31	52	19	9	10	15	205
	2月	25	51	7	41	33	56	24	3	8	20	268
	3月	31	12	3	57	26	75	21	11	19	27	282
	1日あたり	4.79	4.50	1.64	4.92	4.39	7.11	5.10	2.21	2.50	4.54	10.80
	1便あたり	0.89	0.84	0.30	0.98	0.81	1.32	0.73	0.37	0.41	0.82	0.75
R5年度計		345	308	116	344	304	493	243	102	117	217	2589
R6年度	4月	39	24	26	71	40	74	50	23	9	23	379
	5月	23	17	11	26	29	67	14	19	1	32	239
	6月	26	28	12	30	23	40	25	11	7	21	223
	7月	48	21	10	24	36	55	31	19	3	46	293
	8月	28	22	14	31	17	59	31	8	17	21	248
	9月	22	15	14	18	19	58	43	10	2	24	225
	10月	25	50	13	31	28	61	18	10	24	32	292
	11月	14	33	7	41	29	68	17	9	10	27	255
	12月	35	17	9	48	36	50	9	16	4	27	251
	1月	13	18	8	56	33	60	12	2	23	25	250
	2月	30	22	13	45	34	56	24	4	19	34	281
	3月	28	21	5	75	27	35	35	20	14	24	284
	1日あたり	3.25	2.82	1.39	4.86	3.44	6.70	5.94	2.90	2.61	6.59	12.70
	1便あたり	0.81	0.71	0.35	1.22	0.86	1.67	0.85	0.58	0.52	1.32	0.90
R6年度計		331	288	142	496	351	683	309	151	133	336	3220



令和7年度 真岡鐵道の運行状況について

1 真岡鐵道の運行概要

項 目	内 容
営 業 開 始	昭和63年4月11日
運 行 区 間	下館駅（茨城県筑西市）～茂木駅（栃木県芳賀郡茂木町）
駅 数	17駅(有人駅4、無人駅13) 市内6駅（久下田駅、寺内駅、真岡駅、北真岡駅、西田井駅、北山駅）
総 延 長	41.9km
運 行 本 数	上り（下館方面）26本 下り（茂木方面）24本 ※通勤通学時間帯は1時間当たり2本、日中は1時間当たり1本運行
運 行 時 間	始発 5：23（真岡発上り） 終電 22：38（下館発下り）
運 賃	初乗り190円、全区間1,050円
企画乗車券	常総線・真岡鐵道線共通一日自由きっぷ 大人 2,300円 小人 1,150円
S L の 運 行	土日 1日1往復運行 普通運賃＋SL乗車券 大人(中学生以上)500円 小人(小学生)250円

2 輸送実績

単位：人

年 度	総乗車数	1日 平均	普 通	定 期			SL
				通 勤	通 学	小 計	
令和2年	681,253	1,866	134,413	57,051	489,789	546,840	8,504
令和3年	782,099	2,143	157,648	61,275	563,176	624,451	10,952
令和4年	800,639	2,194	184,786	57,423	558,430	615,853	20,106
令和5年	868,697	2,380	227,128	62,711	578,858	641,569	30,394
令和6年	821,739	2,251	223,446	50,834	547,459	598,293	23,208

3 市の支援

単位：千円

年 度	経常損失額	市負担額
令和2年	228,113	56,086
令和3年	130,065	34,941
令和4年	119,457	32,162
令和5年	146,576	39,122
令和6年	143,385	38,980

図1 輸送実績

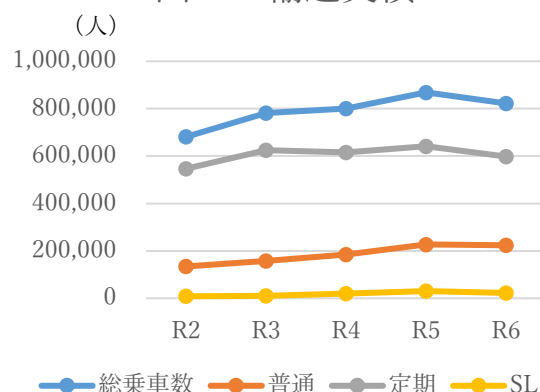
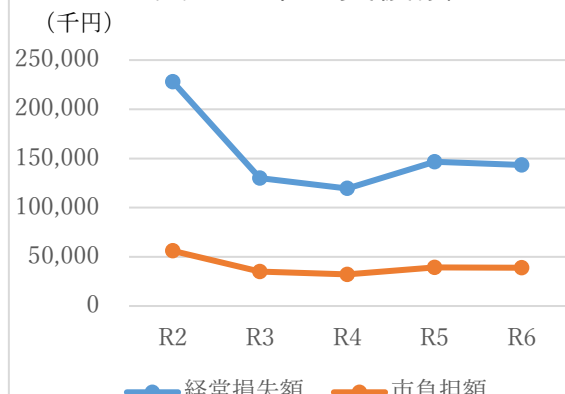


図2 市の支援額



協議第1号

令和6年度真岡市地域公共交通活性化協議会の収支決算について

1. 令和6年度真岡市地域公共交通活性化協議会の収支決算について

1 収入

No.	項 目	予算額 (A)	収入額(B)	比較 (B-A)	適 用
1	市交付金	2,926,000	2,575,100	△350,900	地域公共交通計画基礎調査業務委託費交付金
2	国庫補助金	8,124,000	8,924,000	800,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
3	諸収入	1,000	49	△951	預金利息 等
合 計		11,051,000	11,499,149	448,149	

2 支出

No.	項 目	予算額 (A)	支出額(B)	比較 (B-A)	適 用
1	委託料	2,926,000	2,575,100	△350,900	地域公共交通計画基礎調査業務委託費交付金
2	負担金	8,125,000	8,924,049	799,049	真岡市への国庫補助金相当額負担金（預金利息分含む）
合 計		11,051,000	11,499,149	448,149	

3 収支

(収入) 11,499,149 円 - (支出) 11,499,149 円 = 0 円

関係書類を監査したところ、その経理は正確であったことを報告します。

令和7年6月4日

監 事

森 永 勝 武 

監 事

二 川 目 政 仁 

協議第 2 号

令和 7 年度真岡市地域公共交通活性化協議会事業計画及び 予算案について

1. 令和 7 年度事業計画

- ・地域公共交通計画の策定
- ・地域公共交通確保維持改善事業に係る計画の策定及び検証

2. 収支予算（案）

（1）収入

No.	項 目	収入額(円)	適 用
1	市交付金	6,502,100	地域公共交通計画策定支援業務委託費交付金
2	国庫補助金	8,424,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
3	諸収入	1,000	預金利息 等
合 計		14,927,100	

（2）支出

No.	項 目	支出額(円)	適 用
1	委託料	6,502,100	地域公共交通計画策定支援業務委託費
2	負担金	8,425,000	真岡市への国庫補助金相当額負担金（預金利息等を含む）
合 計		14,927,100	

（3）収支

（収入）14,927,100 円 － （支出）14,927,100 円 ＝ 0 円

協議第 3 号

令和 8 年度地域公共交通確保維持事業に係る計画の策定
について

1 計画の概要

地域公共交通確保維持事業に係る計画とは、いちごタクシー及びいちごバスの運行に対する国庫補助金の交付を受けるため、本協議会の承認を得たうえで毎年申請するもので、真岡市地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業（いちごタクシー及びいちごバスの運行）に関する次の事項について記載

- ア 目的・必要性
- イ 定量的な目標・効果
- ウ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- エ 運行系統の概要及び運送予定者
- オ 運行に要する費用の負担者 他

2 令和 8 年計画について
別紙（案）のとおり

3 今後の予定

本計画は、本協議会で承認を受けた後、令和 7 年 6 月末までに国土交通省に計画の承認申請を行う。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

(事業年度:令和7年10月1日から令和8年9月30日)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
栃木県 真岡市	大越観光バス(株)	(1) 真岡(左回り)	真岡駅 東口	真岡市 役所	真岡駅 東口	24.3km 循環	359日	2,154回			路線定期運行	①	交通結節点である 真岡駅東口に停留 所を設置し、関東自 動車が運行する真 岡～橋場～宇都宮 線、真岡～石法寺 ～宇都宮線との接 続を確保	③
	大越観光バス(株)	(2) 真岡(右回り)	真岡駅 東口	真岡市 役所	真岡駅 東口	24.3km 循環	359日	4,308回			路線定期運行	①	同上	③
	芳南交通(株)	(3) 市内全域		市内 全域		往 km 復 km	243日	17,496回			区域運行	①	交通結節点である 真岡駅東口に停留 所を設置し、関東自 動車が運行する真 岡～橋場～宇都宮 線、真岡～石法寺 ～宇都宮線との接 続を確保	③
	(有)二宮タクシー	(4) 市内全域		市内 全域		往 km 復 km	243日	4,374回			区域運行	①	同上	③
	潮田タクシー(株) 真岡営業所	(5) 市内全域		市内 全域		往 km 復 km	243日	4,374回			区域運行	①	同上	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	真岡市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	51,036
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
真岡市地域公共交通計画	令和3年3月	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

令和8年度 地域公共交通確保維持事業に係る計画

令和7年6月24日
真岡市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

急速に進展する少子高齢化や、運転免許証を自主返納する高齢者の増加による、交通弱者の移動手段の確保への対策が必要となっています。

そのため、従来の公共交通サービス（いちごタクシー及びいちごバス）を維持することにより、持続可能な地域公共交通を実現することを目的とします。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

既存の公共交通（いちごタクシー及びいちごバス）を維持するとともに、中心市街地と周辺地域をつなぐ移動手段の確保や、周辺自治体と連携した広域的な公共交通ネットワークの構築を目指します。

【目標】

- 市民生活を支える公共交通ネットワークの構築
- 将来にわたり持続可能な公共交通の確保
- 市域を越えた広域的な移動手段の検討
- まちづくりや観光と連携した地域活性化
- 乗継ぎ環境の整備と利用促進策の実施
- 市民・事業者・行政等が連携した移動手段の確保

（真岡市地域公共交通計画 P67 参照）

項目		令和6年度 実績	定量的な目標値		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
デマンドタクシー（いちごタクシー）	1日当たりの利用者数	70.5人	70人	70.0人	70.0人
	収支率	5.9%	9.4%	9.4%	9.4%
コミュニティバス（いちごバス）	1日当たりの利用者数	154.8人	125.0人	125.0人	125.0人
	収支率	11.2%	11.4%	11.4%	11.4%
公共交通が利用しやすいと感じている市民の割合		41.0%	45.0%	45.0%	45.0%

（真岡市地域公共交通計画 P76、77 参照）

(2) 事業の効果

デマンドタクシー（いちごタクシー）の運行により、中心市街地と周辺地区をつなぐ交通手段が確保され、高齢者など交通弱者の生活交通が確保されます。

また、中心市街地を循環するコミュニティバス（いちごバス）によって、医療、商業等の機能が集中する中心市街地の利便性が向上します。

併せて、広域的な路線である民間路線バスや真岡鐵道と連携することによって、市民の移動ニーズに対応します。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業内容	概 要	実施主体
デマンドタクシーの運行内容の見直し	市内全域を運行するデマンドタクシー（いちごタクシー）について、利用状況の分析を行い、効率的な運行が図れるよう運行台数や運行エリアの見直しを検討する。	真岡市 交通事業者
デマンドタクシー及びコミュニティバスの継続運行	デマンドタクシー（いちごタクシー）及びコミュニティバス（いちごバス）を継続して運行する。	真岡市 交通事業者
公共交通サポーター制度による持続可能な運行の確保	公共交通の安定的な運行や市民の公共交通への意識を醸成するため、個人や法人・団体を対象とする、サポーター制度を運用する。	真岡市 地域・団体 市民
周辺自治体等と連携した広域的な交通手段の検討	県や周辺市町との公共交通に関する情報を共有し、広域的な移動についての共通課題の解決を図る。	真岡市 交通事業者
生活や観光など多様な交通モードの一体的サービスの導入検討	利用者が多様な交通手段（鉄道・バス・タクシーなど）に、「1 つのサービス」としてアクセスできるようにする MaaS 等、一体的な交通サービスの導入を検討する。	真岡市 交通事業者
交通結節点の乗り継ぎ環境整備	交通結節点における乗継ぎ環境を整備するため、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図るとともに、パークアンドバスライドが可能な駐輪場や駐車場の整備を検討する。	真岡市 交通事業者
効果的な運行情報や乗継ぎ情報の発信	市ホームページ、広報紙等を活用して、公共交通マップの作成、民間事業者の運営する乗継案内 Web サイトへの時刻表掲載など、よりわかりやすく公共交通の運行情報や利用方法等を提供する。	真岡市 交通事業者
モビリティ・マネジメントの実施	公共交通や環境への理解を深め、将来の適切な自動車利用につながる意識の形成を図るため、市内の小学生を対象としたバスの乗り方教室などを実施する。	真岡市 交通事業者 地域・団体 市民
高齢者運転免許証自主返納事業との連携	高齢者の交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、高齢者運転免許証自主返納支援事業申請者に対し、デマンドタクシー（いちごタクシー）とコミュニティバス（いちごバス）の共通無料乗車券を交付する。	真岡市 市民
高齢者等への利用方法説明会の実施	デマンドタクシー（いちごタクシー）やコミュニティバス（いちごバス）をはじめとする公共交通の利用促進を図るため、高齢者等を対象に利用方法や乗り継ぎについての説明会や出前講座を実施します。	真岡市 市民
デマンドタクシー（いちごタクシー）やコミュニティバス（いちごバス）の利用促進策の実施	夏休みを活用した小学生の企画乗車事業など、広く親しまれる地域公共交通となるような取組を行う。	真岡市 交通事業者 市民

（真岡市地域公共交通計画 P68 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

■ デマンドタクシーの概要

項 目	内 容
名称	いちごタクシー
開始時期	平成 23 年 11 月
事業主体	真岡市
運行主体 (補助対象事業者)	芳南交通(株)、(有)二宮タクシー、 潮田タクシー(株)真岡営業所
通信システム	I T 活用型 (P C (専用ソフト) + 通信)
利用者登録の有無	有
予約方法	要予約 (2 日前～30 分前)
運行方式	many to few (病院・医院+市役所+真岡駅+商業施設等)
運行エリア区分	市内全域 (別紙 運行系統図)
運賃	300 円 (小学生 200 円) 未就学児無料
運行日	平日 (年末年始を除く)
1 日の便数	9 便 (定時)
営業時間	8:00～17:00
車種・車両数	セダン 6 台

■ コミュニティバスの概要

項 目	内 容
名称	いちごバス (旧コットベリー号)
開始時期	平成 24 年 10 月 (平成 31 年 3 月 4 日よりいちごバス運行開始)
事業主体	真岡市
運行主体 (補助対象事業者)	大越観光バス (株)
運行主体との契約	運行委託
運行ルート	真岡駅や病院、大型商業施設など、いちごタクシーの拠点を經由し、市街地の利便性向上を図るルート (別紙 運行系統図)
運賃	1 乗車 100 円 未就学児無料
運行日	毎日運行 (年末年始を除く)
1 日の便数	18 便 (右回り 12 便、左回り 6 便)
営業時間	7:20 ～ 17:20
車種・車両数	小型バス 4 台 (定員 26 人) ※うち 1 台予備車両

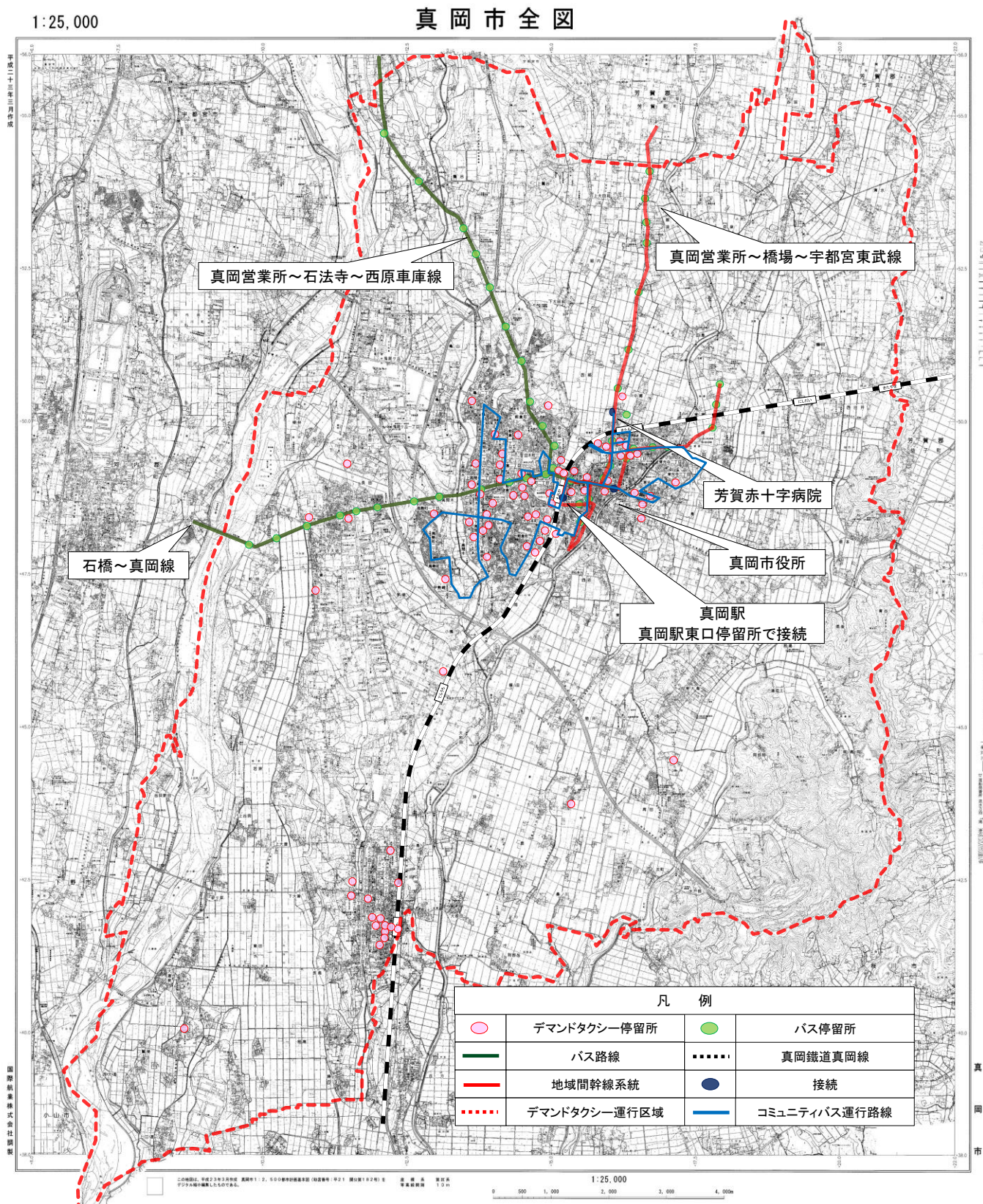
別紙「表 1 のとおり」

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
■ 費用負担者：真岡市 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドタクシー（いちごタクシー）の運行に係る費用総額 45,624 千円及び、地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス（いちごバス）の運行に係る費用総額 36,075 千円のうち、真岡市の負担額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
■ 一日あたりの利用者数、収支率 運行事業者からの報告を受け、真岡市地域公共交通活性化協議会において数値目標による評価を実施する。 ■ 公共交通が利用しやすいと感じている市民の割合 真岡市が実施する市民意向調査によって把握し、真岡市地域公共交通活性化協議会において数値目標による評価を実施する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
■ 本市は人口 76,498 人 (R7.4.1 現在)、総面積 167.34km² で宇都宮都市計画区域に属し、平坦な地形で、農業、工業、商業の調和のとれたまちです。 ■ 公共交通については、民間のバス路線が 1 事業者による 5 路線があり、それぞれ市街地から宇都宮・石橋方面行きとなっております。また、鉄道が真岡鐵道の 1 路線、市内に 6 つの駅があります。 ■ 交通弱者の交通手段を確保し、交通不便地域の解消を図るため、平成 23 年 11 月から市内全域を対象としたデマンドタクシー（愛称：いちごタクシー）の運行を、平成 24 年 10 月から市街地を循環するコミュニティバス（愛称：コットベリー号）の運行を開始しました。 ■ 平成 30 年度にコミュニティバスの運行内容の見直しを実施し、平成 31 年 3 月より運行ルート及びダイヤの変更、車両の大型化を行い、愛称をいちごバスに変更しました。 (別紙「表 5」のとおり)
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
別紙のとおり
19. 利用者等の意見の反映状況
別紙のとおり

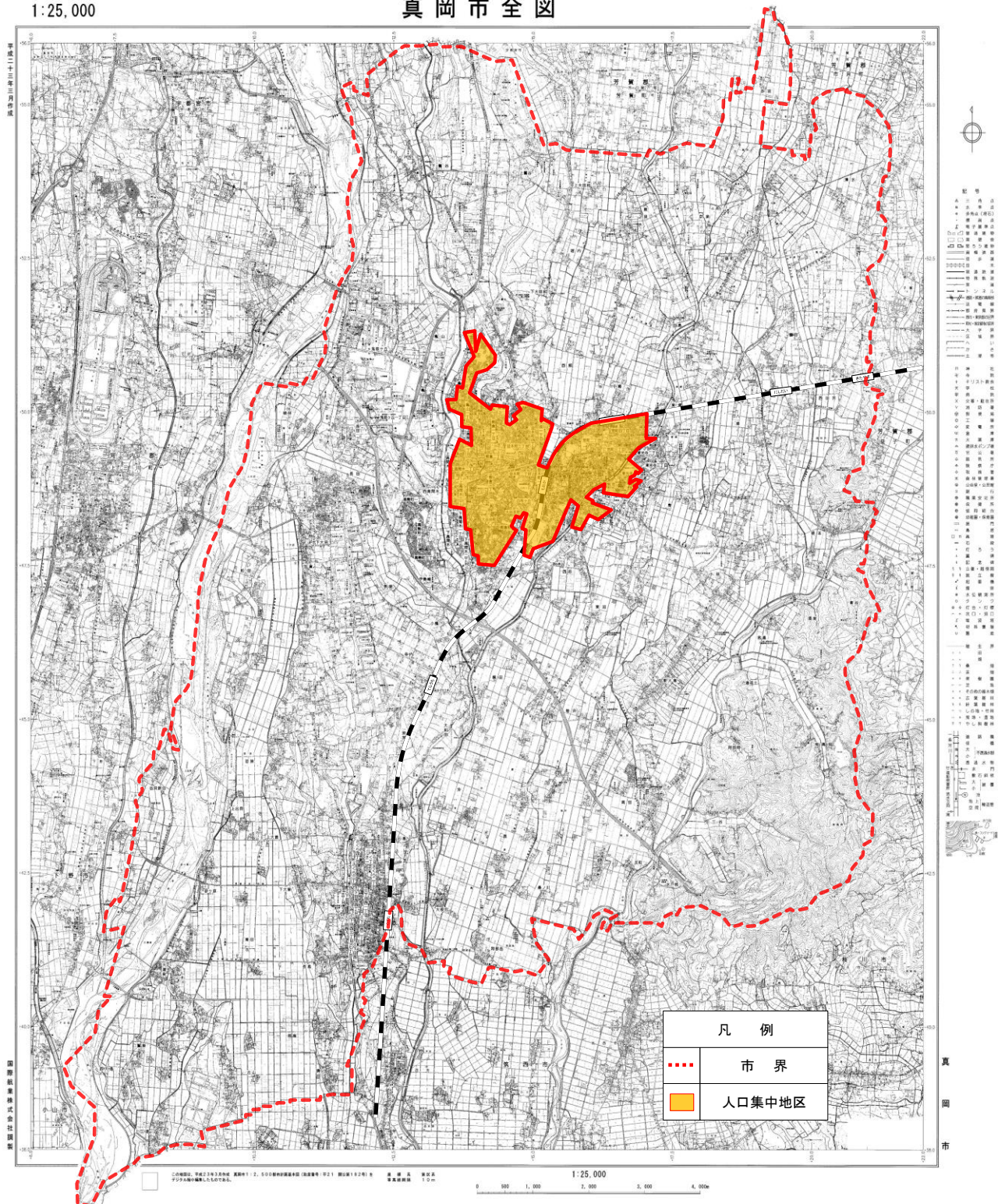
運行予定系統図(真岡市)



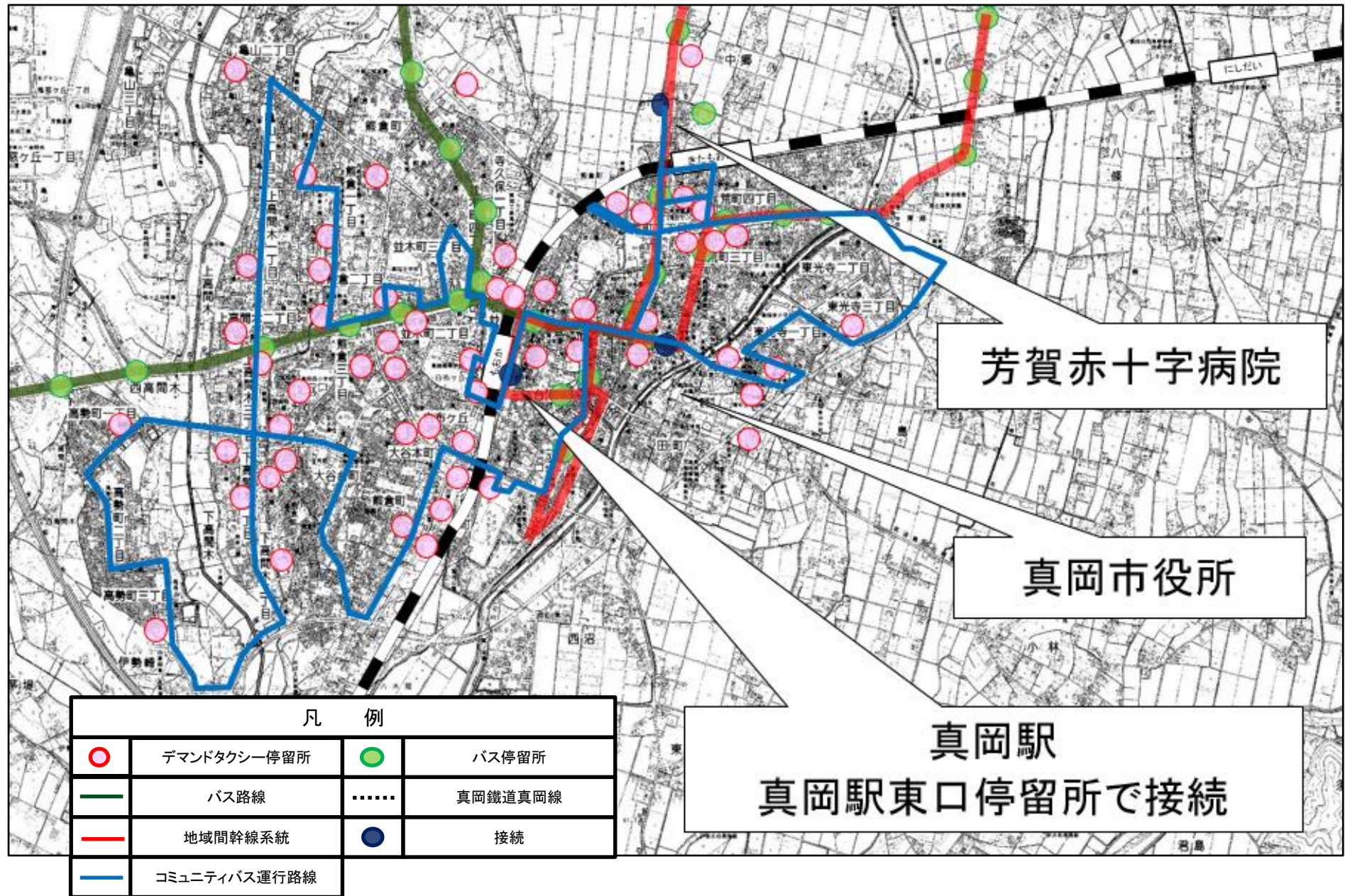
人口集中地区図(真岡市)

1:25,000

真岡市全図



運行予定系統図(中心市街地)



地域公共交通の役割と課題整理、計画の基本方針と目標(案)

◆地域現況及び公共交通の利用実態からみえる課題（案）

●将来の高齢化の進行への対応

- ・総人口に対する高齢人口の割合が上昇
 - ・今後、高齢者の一人暮らし世帯等も増加
- 高齢者等交通弱者の日常生活での移動手段の確保が必要

●公共交通運行の適正化

- ・真岡鐵道、いちごタクシー、いちごバスの利用者数は、近年においては増加傾向
 - ・真岡鐵道の市の負担額や、その他の高齢者の移動支援事業で費用も増加傾向
- 市民の公共交通利用ニーズに見合った運行の適正化が必要

●公共交通利用での利便性向上

- ・市民の自動車利用の依存度が高く、公共交通の利用機会が少ない
 - ・市民のいちごタクシー、いちごバス、もおかベリー号は運行に対する認知度が低い
- 公共交通に関する情報発信の促進や、各手段の運行役割の明確化により、利便性向上が必要

●交通事業者の負担軽減

- ・燃料費や人件費の高騰による経営の圧迫
 - ・時間外労働の上限規制によりドライバーの業務時間が短縮
- 公共交通運行の維持のため、採算性向上により、交通事業者の負担軽減が必要

◆計画の基本方針と目標の方向性（案）

現計画の方針の継続を前提として、上記の課題を考慮した内容で構成

●基本方針

- 基本方針1 交通ネットワークの構築（現計画では「新たな交通ネットワークの構築」）
- 基本方針2 持続可能な交通サービスの提供
- 基本方針3 公共交通の利便性向上と地域活性化

●目標

基本方針に沿って、現計画と同様、6つの目標で構成

図表 74 施策と主な実施主体一覧

目 標	施策の概要	主な実施主体			
		行政	交通事業者	地域・団体	市民
(目標1) 市民生活を支える公共交通ネットワークの構築	施策1-1 郊外の市民の移動を支援する路線バスの導入(実証実験)	○	○		
	施策1-2 いちごタクシーの運行内容の見直し検討	○	○		
(目標2) 将来にわたり持続可能な公共交通の確保	施策2-1 いちごタクシー・いちごバスの継続運行と交通事業者への支援	○	○		
	施策2-2 公共交通運行サポーター制度による持続可能な運行の確保	○		○	○
	施策2-3 自動運転の活用についての調査・研究	○			
(目標3) 市域を超えた広域的な移動手段の検討	施策3-1 周辺自治体等と連携した広域的な交通手段の検討	○	○		
	施策3-2 成田空港行き高速バスとの連携	○	○		
(目標4) まちづくりや観光と連携した地域活性化	施策4-1 路線バスや真岡鐵道を利用した企画乗車事業の実施	○	○		
	施策4-2 各種イベントにおける周遊性の確保	○	○		
	施策4-3 生活や観光など多様な交通モードの一体的サービスの導入検討	○	○		
(目標5) 乗継ぎ環境の整備と利用促進策の実施	施策5-1 交通結節点の乗継ぎ環境整備	○	○		
	施策5-2 効果的な運行情報や乗継ぎ情報の発信の実施	○	○		
	施策5-3 自転車ネットワークとの連携	○	○		
	施策5-4 モビリティ・マネジメントの実施・推進	○	○	○	○
	施策5-5 高齢者運転免許証自主返納支援事業との連携	○			○
	施策5-6 高齢者等への利用方法説明会の実施	○			○
	施策5-7 いちごタクシーやいちごバスの利用促進事業の実施	○	○		○
(目標6) 市民・事業者・行政等が連携した移動手段の確保	施策6-1 地域共助型生活交通等の地域が主体となった移動手段の導入検討	○		○	○
	施策6-2 異分野連携(スクールバス・高齢者送迎バス等の活用)の検討	○	○	○	

LRT 接続バス検討について

令和6年度に公共交通計画策定のための需要調査と併せて、LRTとの接続バス路線の需要について調査を行った。

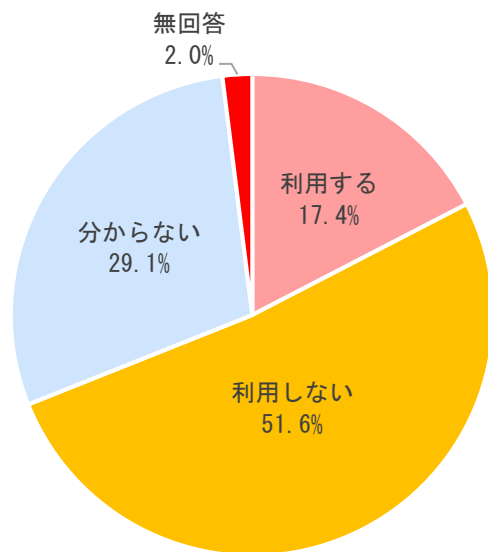
1. 市民対象の調査結果
2. 市外の調査結果
3. 運行経費の試算結果
4. 接続バスの需要



1. 市民対象の調査結果

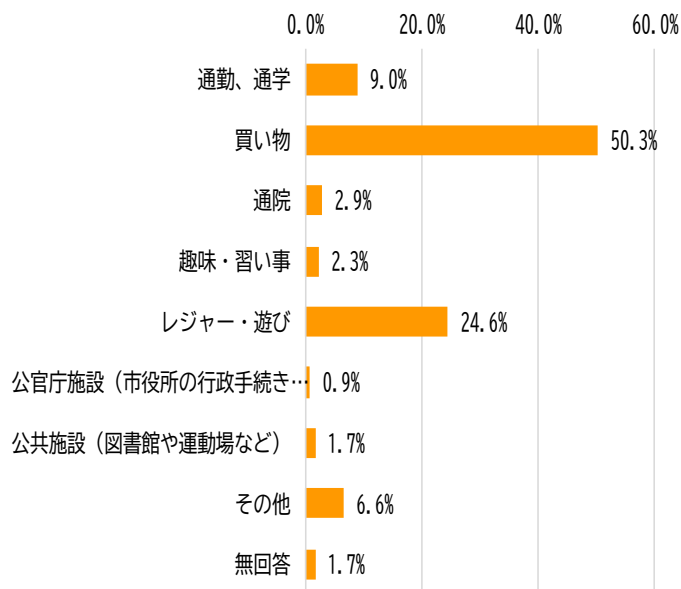
- ・ 調査期間 … 令和6年12月20日～令和7年1月17日
- ・ 対象年齢 … 真岡市在住の15歳以上79歳以下の市民を無作為抽出により選出
- ・ 回収票数 … 1,156票（回収率38.5%）
- ・ 調査結果

①利用意向



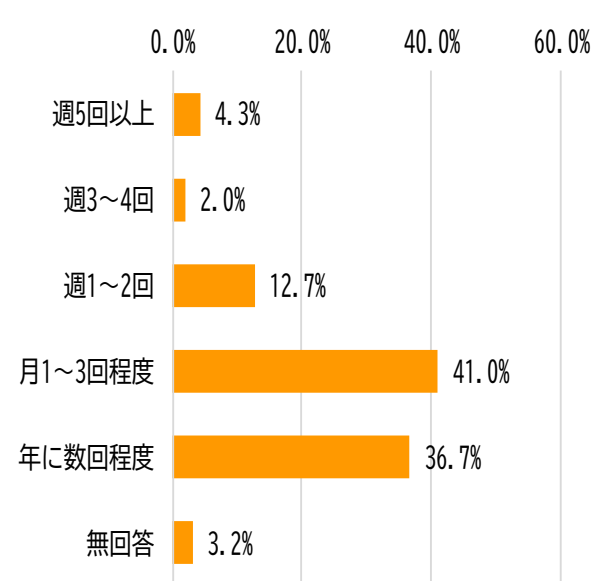
N = 1, 1 5 6

②「利用する（201人）」
の利用目的（複数回答可）



N = 3 4 6

③「利用する」の
バスの利用頻度

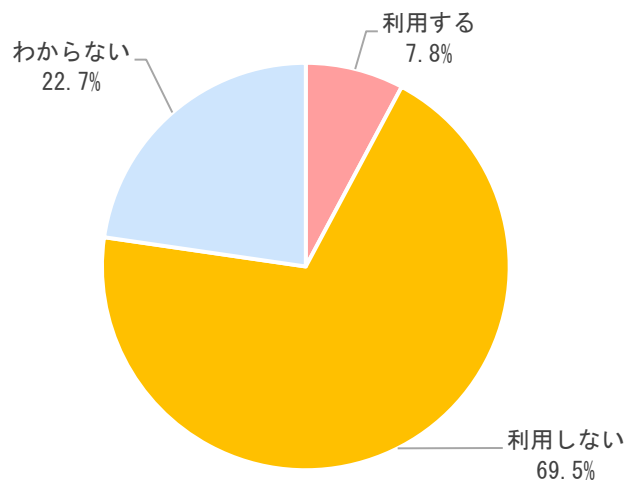


N = 3 4 6
利用目的ごとの利用頻度の合計

2. 市外の調査結果

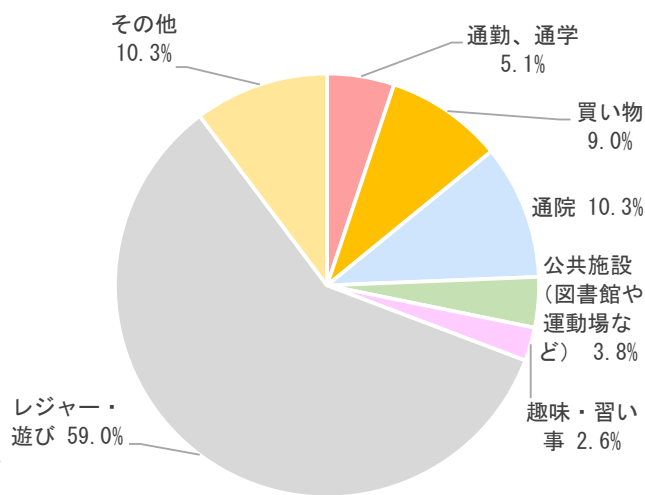
- ・ 調査期間 … 令和7年1月14日～令和7年1月24日
- ・ 対象 … 近隣市町（宇都宮市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）在住の15歳以上
- ・ 回収票数 … 1,000票
- ・ 調査結果

①利用意向



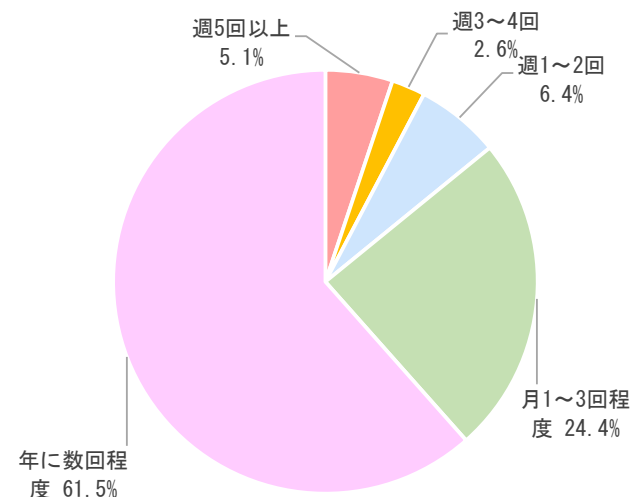
N = 1, 000

②「利用する（78人）」
の利用目的



N = 78

③「利用する」の
バスの利用頻度



N = 78

3. 運行経費の試算結果

労務単価とガソリン価格の令和7年の令和3年に対する伸び率の状況から、**過年度の算出値に1.2倍を乗じるものとする。**

●運行経費の試算結果

過年度の試算結果 82,988,076円 × 1.2倍 = 99,585,691円
(過年度より16,597,615円の増加)

※労務単価の伸び率（全国の全業種平均値）

令和3年3月：20,409円

令和7年3月：24,852円（令和3年3月の約1.22倍）

出典：国土交通省発表資料

※ガソリン価格の伸び率（全国の全業種平均値）

令和3年3月28日：150.3円

令和7年3月31日：184.9円（令和3年3月の約1.23倍）

出典：給油所小売価格調査（資源エネルギー庁）

4. 接続バスの需要

今回調査でのL R T 接続バスの利用意向をみると、真岡市民で17.4%、真岡市以外の住民で7.8%であった。

「利用する」と回答した人の利用目的は、真岡市民では「買い物」、真岡市以外の住民では「レジャー・遊び」が最も多く、定期的に高頻度の利用が見込める「通勤・通学」は1割以下となっている。

利用頻度でみると、「週5回以上」「週3～4回」という回答の割合の合計が、真岡市民では、「利用する」と回答した201人の回答346件のうちの5.3%、真岡市以外の住民では、「利用する」と回答した人のうちの7.7%、全体の0.6%であった。

このような状況を踏まえると、L R T 接続バスの運行時には、利用意向の割合が低いため、実利用者数は少ないことが見込まれる。また、利用時の利用頻度と利用目的の状況から、利用頻度の高い通学や通勤での利用が少なく、のべ利用者数も少ないことが見込まれる。

協議第 5 号

いちごタクシーの目的地の廃止及び追加
並びにもおかべり一号の停留所の追加について

1 目的地の廃止

(1) 廃止する目的地

種別	廃止
歯科医院	小川歯科医院
病院・医院	満川医院
病院・医院	高橋内科クリニック

(2) 廃止する理由

病院・歯科医院の閉院に伴う目的地の廃止

2 目的地の追加

(1) 追加する目的地

種別	追加
病院・医院	高橋内科歯科クリニック

(2) 追加する理由

病院・医院・歯科医院の新設に伴う追加

(参考：目的地の総数)

種別	現在の目的地数	増減数	変更後目的地数
病院・医院	5 3	△ 1	5 2
介護施設	8		8
公共施設等	6		6
歯科医院	3 2	△ 1	3 1
商業施設	2 5		2 5
金融機関等	9		9
合計	1 3 3		1 3 1

【もおかベリー号の見直しについて】

もおかベリー号に関する自治会へのアンケート集計結果について

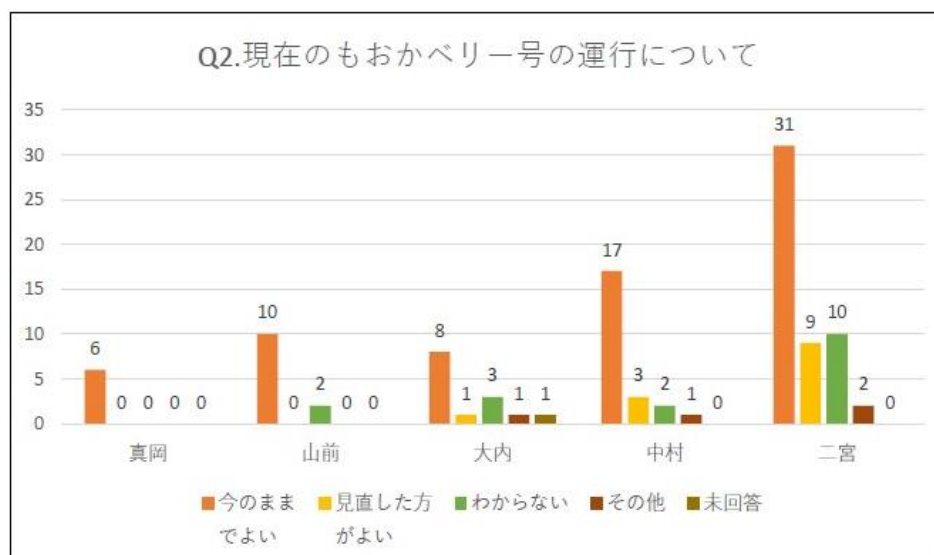
1 実施期間：令和6年12月20日から令和7年1月17日まで

2 対象：もおかベリー号が運行している自治会

3 集計結果

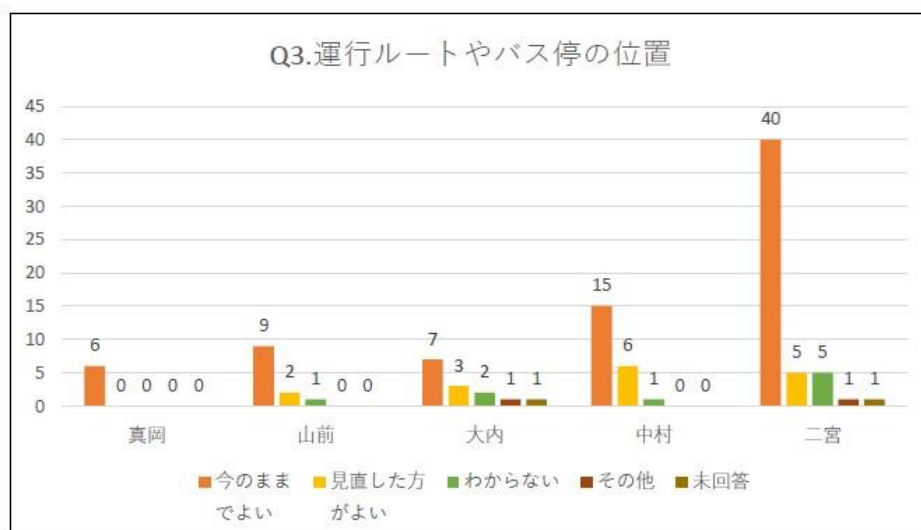
(1) 現在のおおかベリー号の運行について

地区	Q2.現在のおおかベリー号の運行について					合計 (回答数)
	今のまま でよい	見直した方 がよい	わからない	その他	未回答	
真岡	6	0	0	0	0	6
山前	10	0	2	0	0	12
大内	8	1	3	1	1	14
中村	17	3	2	1	0	23
二宮	31	9	10	2	0	52
合計	72	13	17	4	1	107



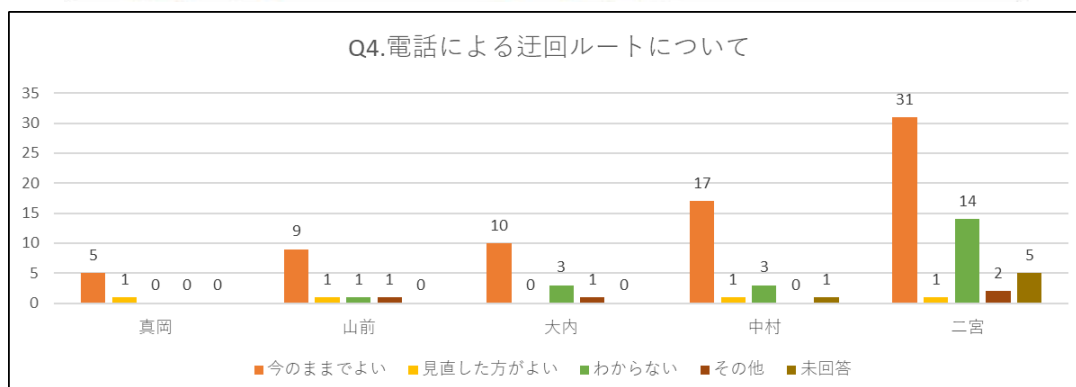
(2)運行ルートやバス停の位置について

地区	Q3.運行ルートやバス停の位置について					合計 (回答数)
	今のまま でよい	見直した方 がよい	わからない	その他	未回答	
真岡	6	0	0	0	0	6
山前	9	2	1	0	0	12
大内	7	3	2	1	1	14
中村	15	6	1	0	0	22
二宮	40	5	5	1	1	52
合計	77	16	9	2	2	106



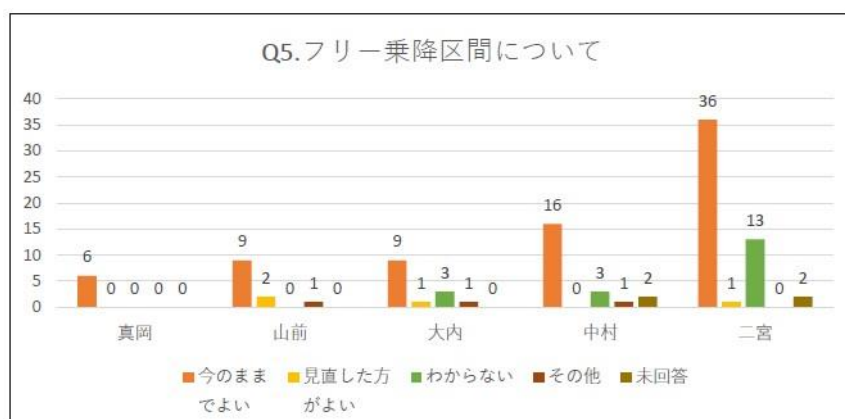
(3)電話予約による迂回ルート（緑ルート）について

地区	Q4.電話予約による迂回ルート（緑ルート）について					合計 (回答数)
	今のまま でよい	見直した方 がよい	わからない	その他	未回答	
真岡	5	1	0	0	0	6
山前	9	1	1	1	0	12
大内	10	0	3	1	0	14
中村	17	1	3	0	1	22
二宮	31	1	14	2	5	53
合計	72	4	21	4	6	107



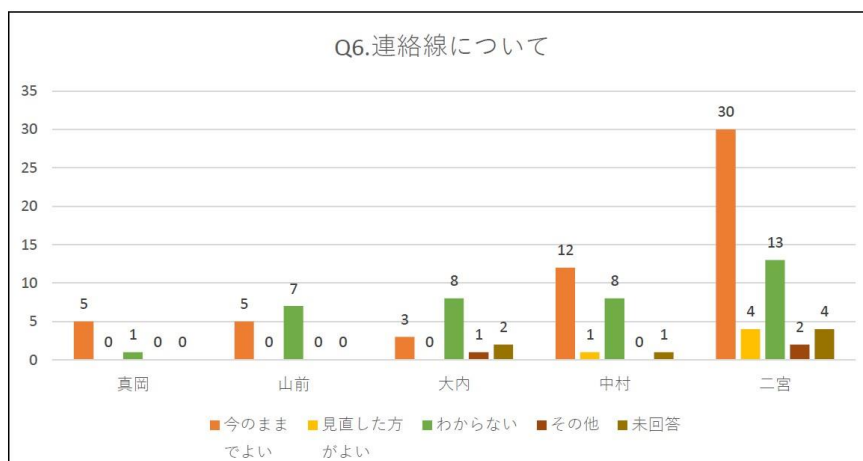
(4)フリー乗降区間（青ルート）について

地区	Q5.フリー乗降区間（青ルート）について					合計 (回答数)
	今のまま でよい	見直した方 がよい	わからない	その他	未回答	
真岡	6	0	0	0	0	6
山前	9	2	0	1	0	12
大内	9	1	3	1	0	14
中村	16	0	3	1	2	22
二宮	36	1	13	0	2	52
合計	76	4	19	3	4	106



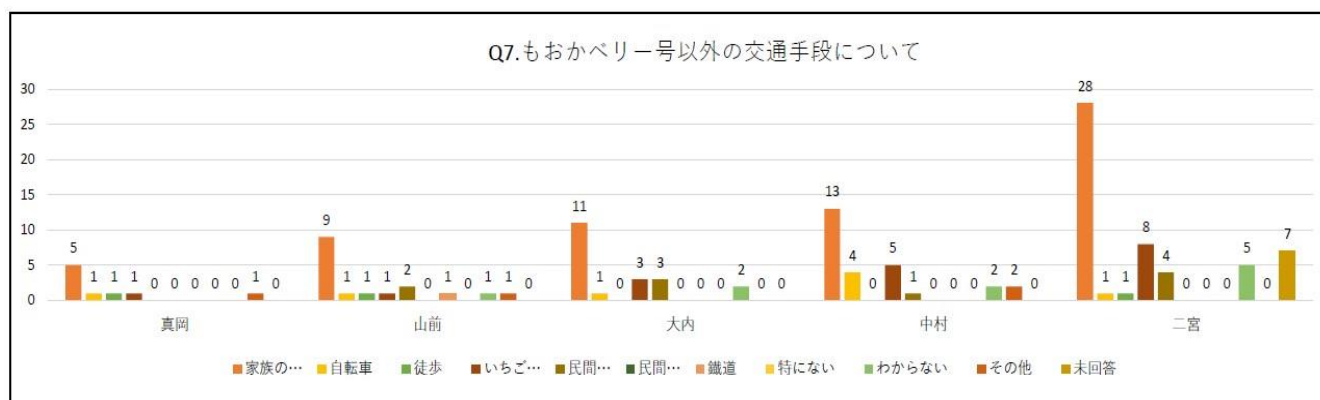
(5)二宮地区と真岡地区を結ぶ連絡線（二宮コミュニティセンター～とりせん真岡店）について

地区	Q6.二宮地区と真岡地区を結ぶ連絡線（二宮コミュニティセンター～とりせん真岡店）について					合計 (回答数)
	今のまま でよい	見直した方 がよい	わからない	その他	未回答	
真岡	5	0	1	0	0	6
山前	5	0	7	0	0	12
大内	3	0	8	1	2	14
中村	12	1	8	0	1	22
二宮	30	4	13	2	4	53
合計	55	5	37	3	7	107



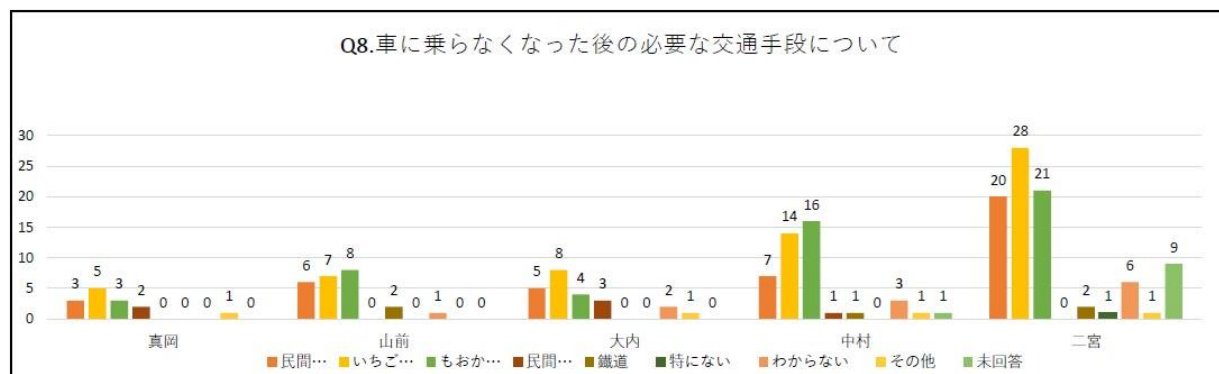
(6)もおかベリー号以外の交通手段について（複数回答）

地区	Q7.もおかベリー号以外の交通手段について（複数回答）										
	家族の送迎	自転車	徒歩	いちごタクシー	民間タクシー	民間路線バス	鉄道	特にない	わからない	その他	未回答
真岡	5	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0
山前	9	1	1	1	2	0	1	0	1	1	0
大内	11	1	0	3	3	0	0	0	2	0	0
中村	13	4	0	5	1	0	0	0	2	2	0
二宮	28	1	1	8	4	0	0	0	5	0	7
合計	66	8	3	18	10	0	1	0	10	4	7



(7)車に乗らなくなった後の必要な交通手段について（複数回答）

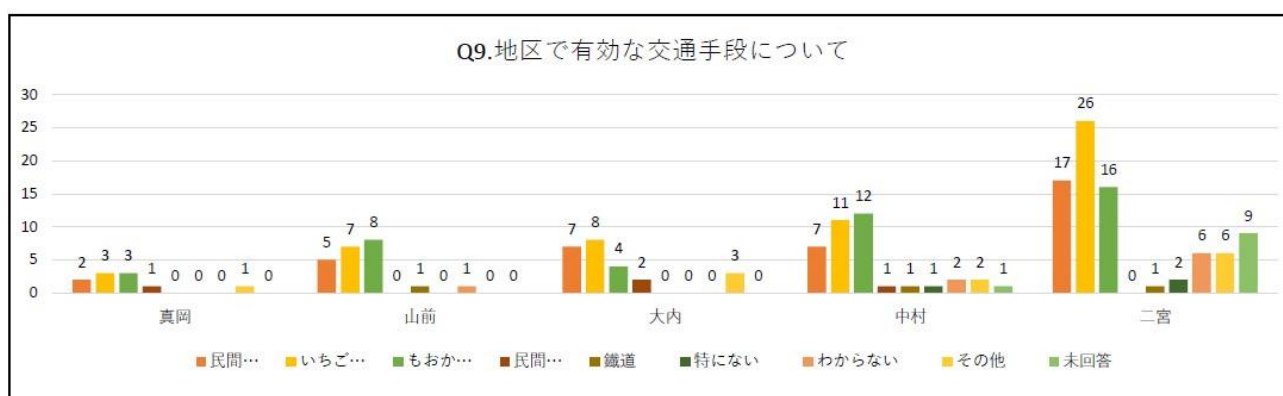
地区	Q8.車に乗らなくなった後の必要な交通手段について（複数回答）								
	民間タクシー	いちごタクシー	もおかベリー号	民間路線バス	鉄道	特にない	わからない	その他	未回答
真岡	3	5	3	2	0	0	0	1	0
山前	6	7	8	0	2	0	1	0	0
大内	5	8	4	3	0	0	2	1	0
中村	7	14	16	1	1	0	3	1	1
二宮	20	28	21	0	2	1	6	1	9
合計	41	62	52	6	5	1	12	4	10



(8)地区で有効な交通手段について（複数回答）

真岡地区、大内地区、二宮地区においては「いちごタクシー」が多く、山前地区、中村地区においては「もおかベリー号」が多い。（(7)と同様の傾向）

地区	Q9.地区で有効な交通手段について（複数回答）									合計 (回答数)
	民間 タクシー	いちご タクシー	もおか ベリー号	民間 路線バス	鉄道	特にな	わからない	その他	未回答	
真岡	2	3	3	1	0	0	0	1	0	10
山前	5	7	8	0	1	0	1	0	0	22
大内	7	8	4	2	0	0	0	3	0	24
中村	7	11	12	1	1	1	2	2	1	38
二宮	17	26	16	0	1	2	6	6	9	83
合計	38	55	43	4	3	3	9	12	10	177



4 自由意見

- ・上清水公民館にバス停が欲しい。
- ・運行回数を、月、水、金、土ぐらいまで、増したら現在より利用者の利便性がよくなる。
- ・乗換なしで役所、病院等行ければと思います
- ・運行ルート内でのフリー乗り降りが出来る区間を拡大してほしい。バス停まで歩くの大変という声が多い。
- ・運行本数が増えれば利用者も増える。
- ・廃止したほうがよい。
- ・利用者がいない。
- ・運行日を増してほしい。
- ・運行回数が少ない
- ・全員無料にすると良い。
- ・運行回数を、月、水、金、土ぐらいまで、増したら現在より利用者が利便性がよくなる。
- ・長沼地区を南北のように分けて、南回り及び北回りとする。運行ルートを短くすることで1周あたりの時間を掛からなくする。ベリー号の運行は南北回りを交互に行う。
- ・乗換なしで役所、病院等行ければと思います。
- ・現在の運行ルートでは、芳賀赤十字病院までの通院に、乗換に時間がかかるため、予約時間に支障をきたすことがあります。
- ・別ルートの検討もお願いいたします。
- ・利用者がいないのに無駄な運行に思えてならない。

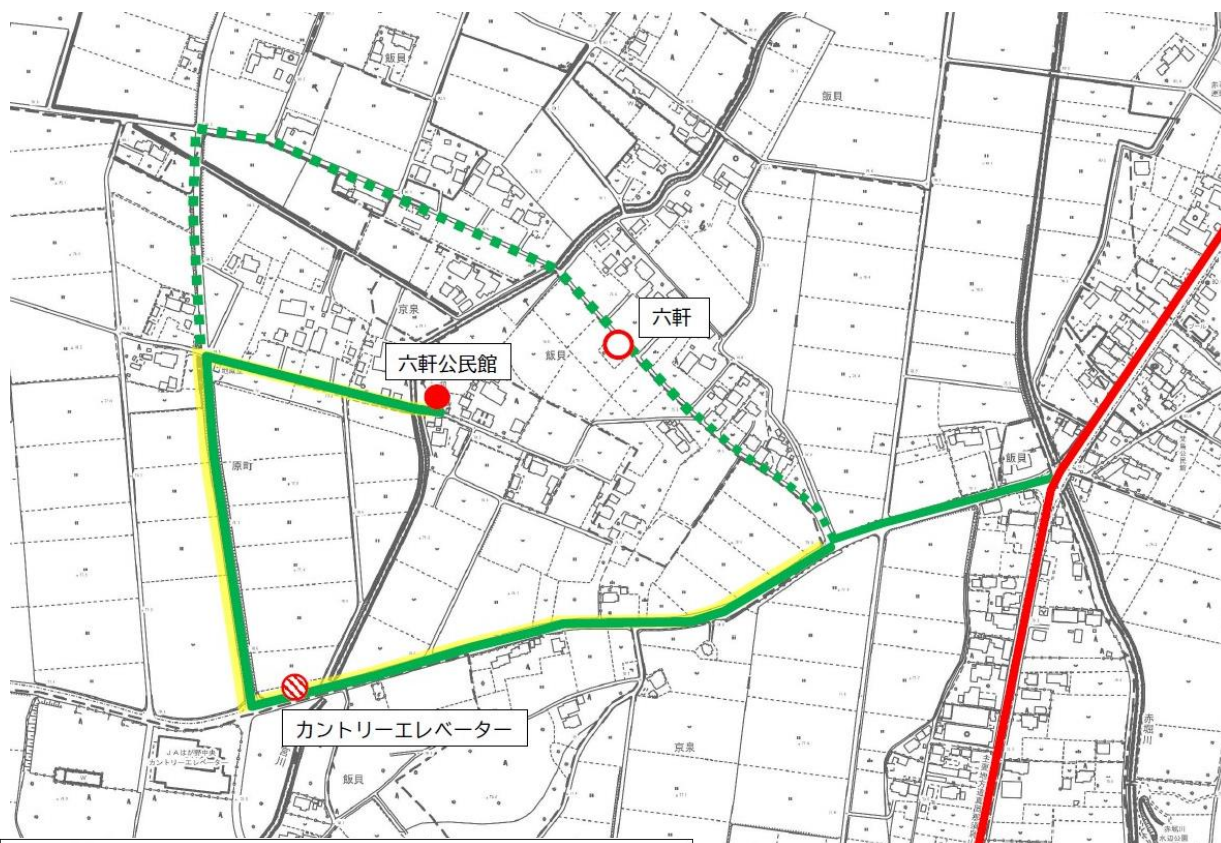
もおかベリー一号運行内容の変更について

○運行内容の変更について

- (1) 概 要 地区説明会での要望や、区長対象のアンケート結果などを受け、停留所設置箇所の見直しを行うもの。
- (2) 実施時期 令和7年10月1日(水)より
- (3) 変更内容 次のとおり
時刻表については別紙を参照

1 六軒付近

- (1) 路 線 大内東回り
- (2) 廃止するバス停留所 六軒
- (3) 追加するバス停留所 六軒公民館

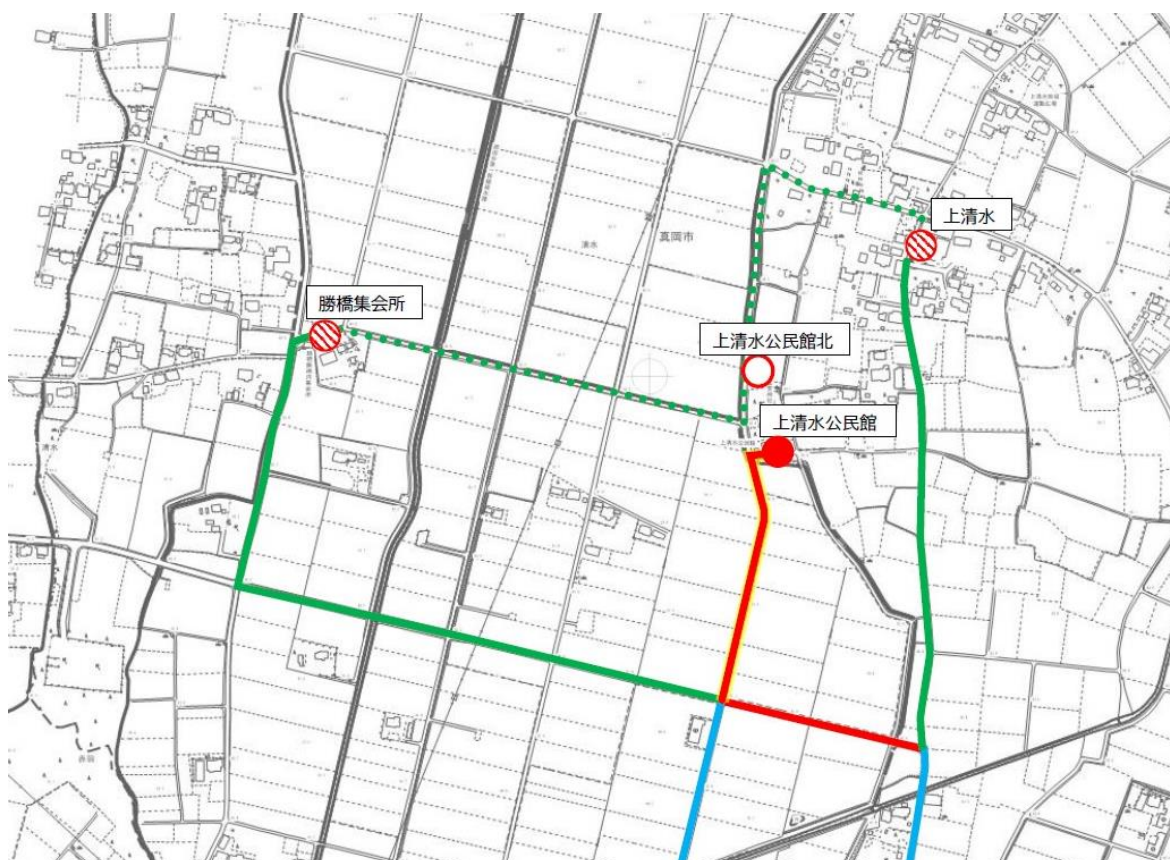


【凡例】

- 追加するバス停留所
- 廃止するバス停留所
- ⊘ 既存のバス停留所(変更のないバス停留所)
- 既存の経路(赤:通常区間、青:フリー乗降区間、緑:迂回ルート)
- 廃止する区間(赤:通常区間、青:フリー乗降区間、緑:迂回ルート)
- 新設する区間

2 上清水公民館付近

- | | | |
|---------------|---|---------|
| (1) 路 | 線 | 大内東回り |
| (2) 廃止するバス停留所 | | 上清水公民館北 |
| (3) 追加するバス停留所 | | 上清水公民館 |

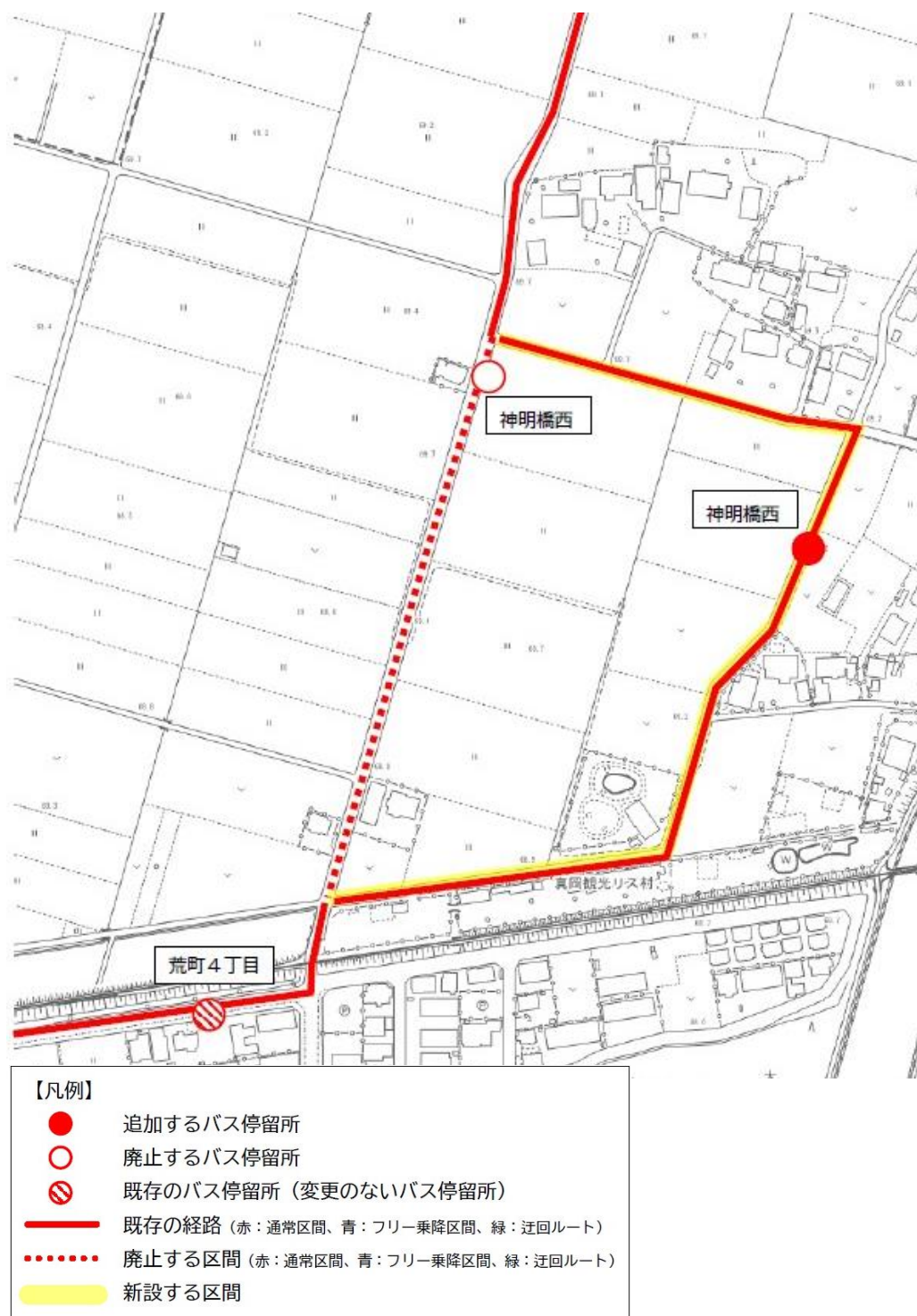


【凡例】

- 追加するバス停留所
- 廃止するバス停留所
- ⊗ 既存のバス停留所（変更のないバス停留所）
- 既存の経路（赤：通常区間、青：フリー乗降区間、緑：迂回ルート）
- 廃止する区間（赤：通常区間、青：フリー乗降区間、緑：迂回ルート）
- 新設する区間

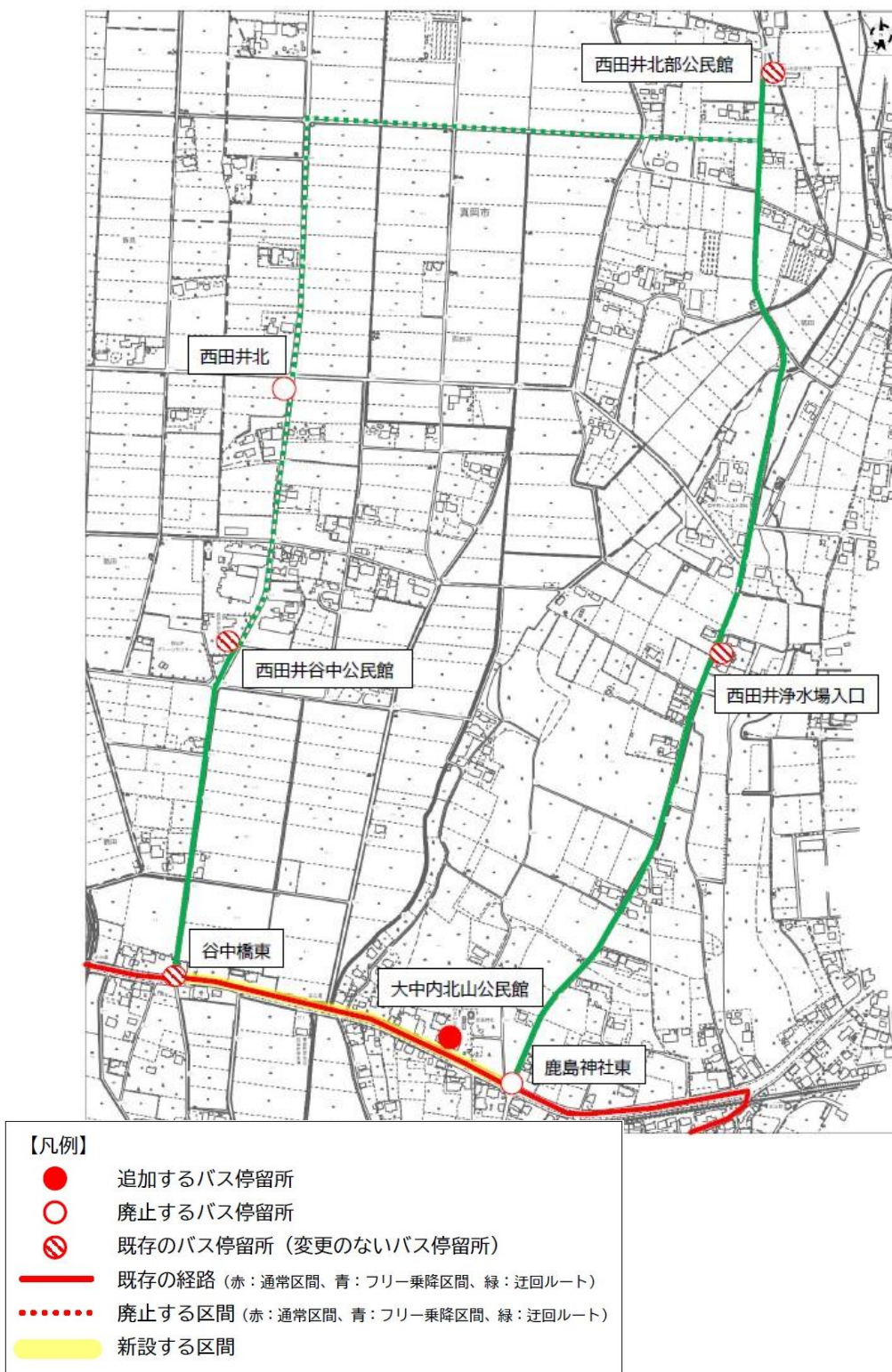
3 神明橋西付近

- (1) 路 線 大内東回り
 (2) 設置箇所を変更するバス停留所 神明橋西



4 鹿島神社付近

- | | | |
|---------------|---|------------|
| (1) 路 | 線 | 山前北回り |
| (2) 廃止するバス停留所 | | 西田井北・鹿島神社東 |
| (3) 追加するバス停留所 | | 大中内北山公民館 |



変更後時刻表

山前北回り

No.	停留所名称	1 便	2 便	3 便	4 便
1	とりせん東光寺店	8:45	10:40	13:40	15:40
2	御前	8:46	10:41	13:41	15:41
3	長泉寺公民館	8:47	10:42	13:42	15:42
4	島第3町会公民館	8:48	10:43	13:43	15:43
5	柳川	8:49	10:44	13:44	15:44
6	小林第4町会	8:50	10:45	13:45	15:45
7	吉村整骨院	8:51	10:46	13:46	15:46
8	小林北交差点	8:51	10:46	13:46	15:46
9	八條南公民館	8:52	10:47	13:47	15:47
10	東郷団地公民館	8:53	10:48	13:48	15:48
11	赤堀橋西	8:53	10:48	13:48	15:48
12	赤堀橋	8:53	10:48	13:48	15:48
13	西田井駅	8:55	10:50	13:50	15:50
14	八條北公民館	8:56	10:51	13:51	15:51
15	みさお橋	8:56	10:51	13:51	15:51
16	西田井駅入口	8:56	10:51	13:51	15:51
17	鶴田第3公民館	8:57	10:52	13:52	15:52
18	稻荷神社北	8:57	10:52	13:52	15:52
19	谷中橋西	8:57	10:52	13:52	15:52
20	谷中橋東	8:58	10:53	13:53	15:53
21	西田井谷中公民館	8:59	10:54	13:54	15:54
22	大中内北山公民館	8:59	10:54	13:54	15:54
23	西田井浄水場入口	8:59	10:54	13:54	15:54
24	西田井北部公民館	8:59	10:54	13:54	15:54
25	泉食品前	9:00	10:55	13:55	15:55
26	西田井岡	9:01	10:56	13:56	15:56
27	西田井小学校東	9:01	10:56	13:56	15:56
28	西田井小学校	9:02	10:57	13:57	15:57
29	西田井山根公民館	9:04	10:59	13:59	15:59
30	オオネタ	9:07	11:02	14:02	16:02
31	根本交差点	9:08	11:03	14:03	16:03
32	根本山駐車場	9:09	11:04	14:04	16:04
33	根本和い和いホール	9:09	11:04	14:04	16:04
34	森之木	9:09	11:04	14:04	16:04
35	青谷公民館	9:10	11:05	14:05	16:05
36	根本川西	9:10	11:05	14:05	16:05
37	服部園芸	9:11	11:06	14:06	16:06
38	すこやか山前	9:12	11:07	14:07	16:07
39	山前小学校	9:13	11:08	14:08	16:08
40	総合運動公園	9:14	11:09	14:09	16:09
41	沖杉	9:15	11:10	14:10	16:10
42	小里	9:17	11:12	14:12	16:12
43	科学教育センター入口	9:18	11:13	14:13	16:13
44	御前	9:19	11:14	14:14	16:14
45	とりせん東光寺店	9:20	11:15	14:15	16:15

※迂回ルート

大内東回り

No.	停留所名称	1 便	2 便	3 便	4 便
1	サンキ	8:45	10:35	13:35	15:45
2	東郷	8:48	10:38	13:38	15:48
3	東郷北	8:49	10:39	13:39	15:49
4	ローソン八條店	8:51	10:41	13:41	15:51
5	鶴田入口	8:53	10:43	13:43	15:53
6	鶴田	8:54	10:44	13:44	15:54
7	高手尾	8:54	10:44	13:44	15:54
8	京泉向原公民館	8:56	10:46	13:46	15:56
9	清水交差点西	8:57	10:47	13:47	15:57
10	小田井交差点	8:58	10:48	13:48	15:58
11	清水	9:00	10:50	13:50	16:00
12	上清水	9:01	10:51	13:51	16:01
13	上清水公民館	9:01	10:51	13:51	16:01
14	勝橋集会所	9:02	10:52	13:52	16:02
15	清水第一公民館東	9:02	10:52	13:52	16:02
16	赤羽上公民館	9:04	10:54	13:54	16:04
17	赤羽	9:05	10:55	13:55	16:05
18	大内東小学校北	9:05	10:55	13:55	16:05
19	六軒公民館	9:06	10:56	13:56	16:06
20	カントリーエレベーター	9:06	10:56	13:56	16:06
21	梵烏交差点	9:06	10:56	13:56	16:06
22	ますとく前	9:07	10:57	13:57	16:07
23	飯貝第3運動場	9:08	10:58	13:58	16:08
24	原町公民館西	9:09	10:59	13:59	16:09
25	上野生コン北	9:10	11:00	14:00	16:10
26	田島大橋入口	9:11	11:01	14:01	16:11
27	田島公民館前	9:12	11:02	14:02	16:12
28	西田島	9:12	11:02	14:02	16:12
29	深田	9:12	11:02	14:02	16:12
30	強口堰	9:13	11:03	14:03	16:13
31	神明橋西	9:15	11:05	14:05	16:15
32	荒町4丁目	9:16	11:06	14:06	16:16
33	中郷	9:17	11:07	14:07	16:17
34	芳賀赤十字病院入口	9:18	11:08	14:08	16:18
35	オータニ荒町店	9:19	11:09	14:09	16:19
36	荒町2丁目	9:19	11:09	14:09	16:19
37	サンキ	9:20	11:10	14:10	16:20

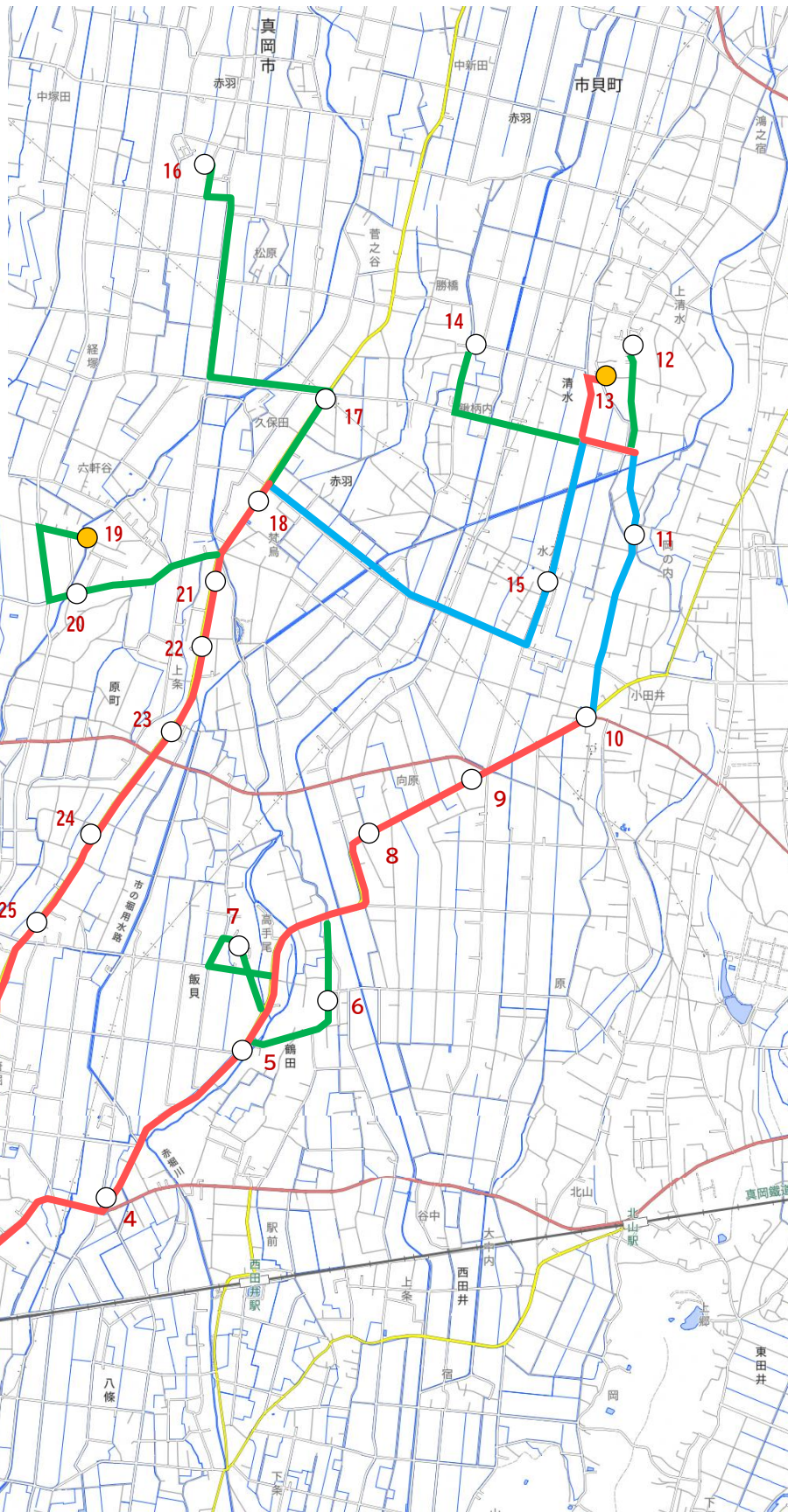
※迂回ルート

路線図 3-1 バス停の概要(大内東回り)

バス停留所の名称

縮尺：1/23000

No.	バス停名称	No.	バス停名称
1	サンキ	20	カントリーエレベーター
2	東郷	21	梵鳥交差点
3	東郷北	22	ますとく前
4	ローソン八條店	23	飯貝第3運動場
5	鶴田入口	24	原町公民館西
6	鶴田	25	上野生コン北
7	高手尾	26	田島大橋入口
8	京泉向原公民館	27	田島公民館前
9	清水交差点西	28	西田島
10	小田井交差点	29	深田
11	清水	30	強口堰
12	上清水	31	神明橋西
13	上清水公民館	32	荒町4丁目
14	勝橋集会所	33	中郷
15	清水第一公民館東	34	芳賀赤十字病院入口
16	赤羽上公民館	35	オータニ荒町店
17	赤羽	36	荒町2丁目
18	大内東小学校北	37	サンキ
19	六軒公民館		



【凡例】

通常ルート

フリー乗降区間

迂回ルート

○ n バス停留所 (既設)

● n バス停留所 (新設)

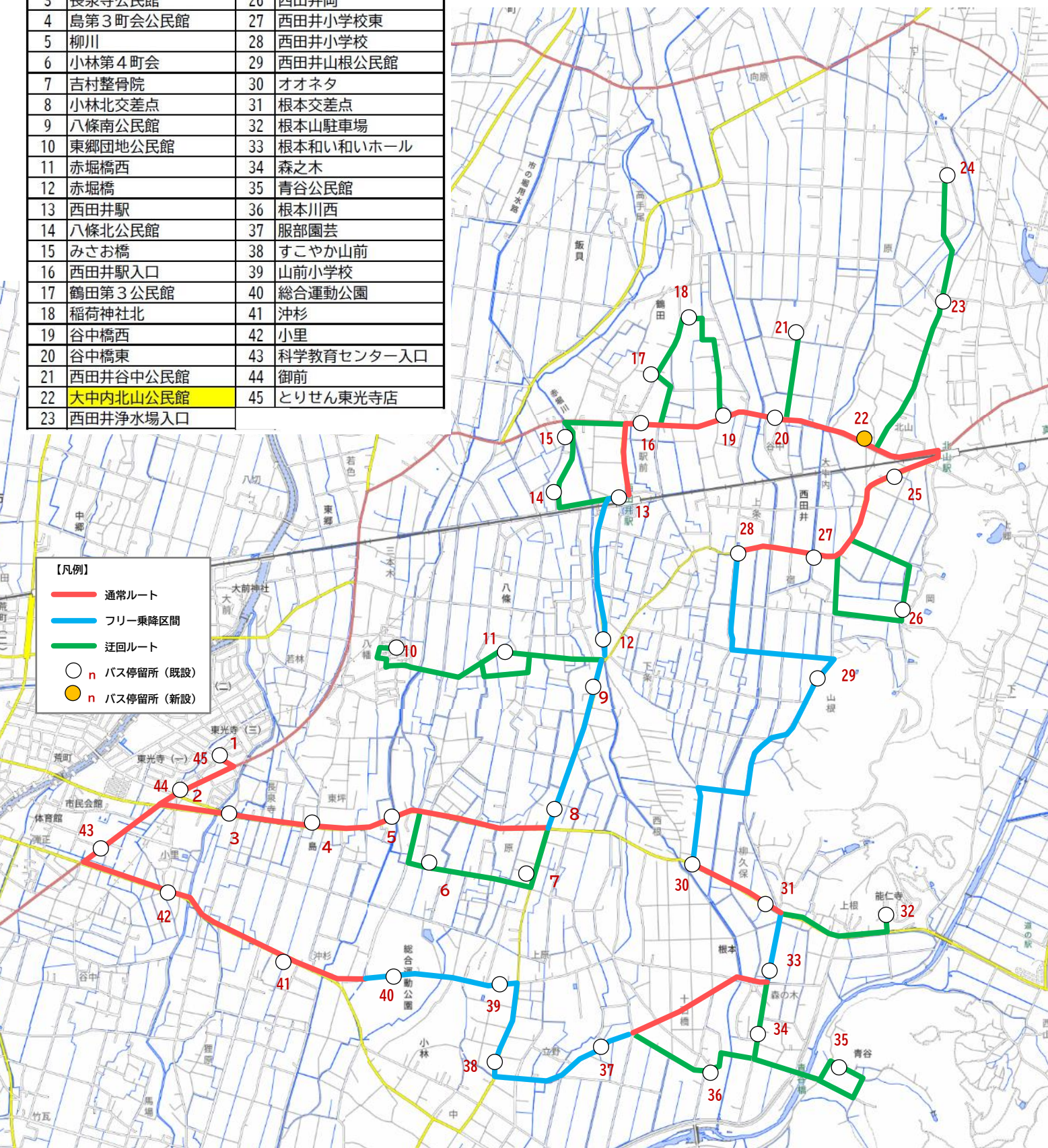
系統図（山前北回り）



バス停留所の名称

No.	バス停名称	No.	バス停名称
1	とりせん東光寺店	24	西田井北部公民館
2	御前	25	泉食品前
3	長泉寺公民館	26	西田井岡
4	島第3町会公民館	27	西田井小学校東
5	柳川	28	西田井小学校
6	小林第4町会	29	西田井山根公民館
7	吉村整骨院	30	オオネタ
8	小林北交差点	31	根本交差点
9	八條南公民館	32	根本山駐車場
10	東郷団地公民館	33	根本和いホール
11	赤堀橋西	34	森の木
12	赤堀橋	35	青谷公民館
13	西田井駅	36	根本川西
14	八條北公民館	37	服部園芸
15	みさお橋	38	すこやか山前
16	西田井駅入口	39	山前小学校
17	鶴田第3公民館	40	総合運動公園
18	稻荷神社北	41	沖杉
19	谷中橋西	42	小里
20	谷中橋東	43	科学教育センター入口
21	西田井谷中公民館	44	御前
22	大中内北山公民館	45	とりせん東光寺店
23	西田井浄水場入口		

縮尺：1/20800



真岡市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

学識経験者 山岡委員（宇都宮大学）の退職に伴い、真岡市地域公共交通活性化協議会規約別表 1 を一部改正するものです。

真岡市地域公共交通活性化協議会規約

（協議会の設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る調整を行い、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的として、真岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、真岡市地域公共交通活性化協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 市が行う有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、真岡市荒町5191番地に置く。

（組織）

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、会長が委員の中から任命する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、真岡市総合政策部総合政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席している委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

4 委員はやむを得ない理由により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、出席委員の半数以上の賛意の上、非公開で行うものとする。

6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

7 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（協議会の経費等）

第 1 1 条 協議会に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 1 2 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 1 3 条 委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員が国、公安委員会及び地方公共団体の常勤の特別職又は一般職の職員である場合にあっては、報酬を支給しない。

3 委員の報酬及び費用弁償については、真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年真岡市条例第 9 7 号。）を準用する。

（協議会解散の場合の措置）

第 1 4 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現にこの規約による改正前の真岡市公共交通活性化協議会規約の規定により定められた地域公共交通総合連携計画については、なお効力を有する。

附 則

この規約は、平成 3 0 年 1 1 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 1 月 2 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 3 年 1 月 1 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現にこの規約による改正前の真岡市公共交通活性化協議会規約の規定により定められた地域公共交通網形成計画については、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 3 年 6 月 1 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 4 年 6 月 1 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 6 月 2 4 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

	区 分		委 員
1	法第 6 条 第 2 項第 1 号	市町村	真岡市長
2	法第 6 条 第 2 項第 2 号	事業者	関東自動車株式会社
3	〃	事業者	芳南交通株式会社
4	〃	事業者	真岡鐵道株式会社
5	〃	事業者	大越観光バス株式会社
6	〃	事業者	潮田タクシー株式会社
7	〃	道路管理者	真岡土木事務所
8	法第 6 条 第 2 項第 3 号	学識経験者	宇都宮大学
9	〃	公安委員会	真岡警察署
10	〃		真岡市自治会連合会
11	〃		真岡市老人クラブ連合会
12	〃		真岡市女性団体連絡協議会
13	〃		真岡商工会議所
14	〃		にのみや商工会
15	〃		真岡市社会福祉協議会
16	〃		栃木県バス協会
17	〃		栃木県タクシー協会
18	〃		栃木県交通運輸産業労働組合協議会
19	〃		関東運輸局栃木運輸支局
20	〃		栃木県県土整備部交通政策課
若干名	〃		市民公募

いがしらリゾートシャトルバス実証事業について

【実証事業の内容】

本業務は、いがしらリゾートを訪れたい交通弱者の移動手段を確保するため、市内交通結節点からいがしらリゾートエリアまでを運行するシャトルバスを走らせるものであり、夏休み期間限定で実証的に運転業務を行うものとする。

- (1) 委託業者 大越観光バス株式会社
 (2) 運行台数 1 台 (1 ルート：往復運行)
 (3) 運行車両 マイクロバス (正座席 21 席 + 補助 6 席)
 (4) 運行回数 夏休み期間中 平日 (月・水・木曜日) 16 回 (下記のとおり)
 1 日 4 便 (午前 2 便 午後 2 便)
- | | 久下田駅 | ビッグエクストラ | いがしらリゾート |
|------|---------|----------|----------|
| 1 便目 | 8:50 → | 9:10 → | 9:25 |
| 2 便目 | 10:05 → | 10:25 → | 10:40 |
| 3 便目 | 15:30 ← | 15:10 ← | 14:55 |
| 4 便目 | 16:50 ← | 16:30 ← | 16:15 |
- (5) 利用料金 無料
 (6) 利用範囲 真岡市民限定
 (7) 利用見込 1 日当たり約 30 名
 (8) バス停 久下田駅、ビッグエクストラ、いがしらリゾート 3箇所

いがしらリゾートシャトルバス運行日

	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
	13	14	15	16	17	18	19		3	4	5	6	7	8	9
7月								8月		○		○	○		
	20	21	22	23	24	25	26		10	11	12	13	14	15	16
				○	○							○	○		
	27	28	29	30	31	8/1	2		17	18	19	20	21	22	23
		○		○	○					○		○	○		
									24	25	26	27	28	29	30
										○		○	○		
									31	1	2	3	4	5	6

福田記念病院の移転に伴う対応について

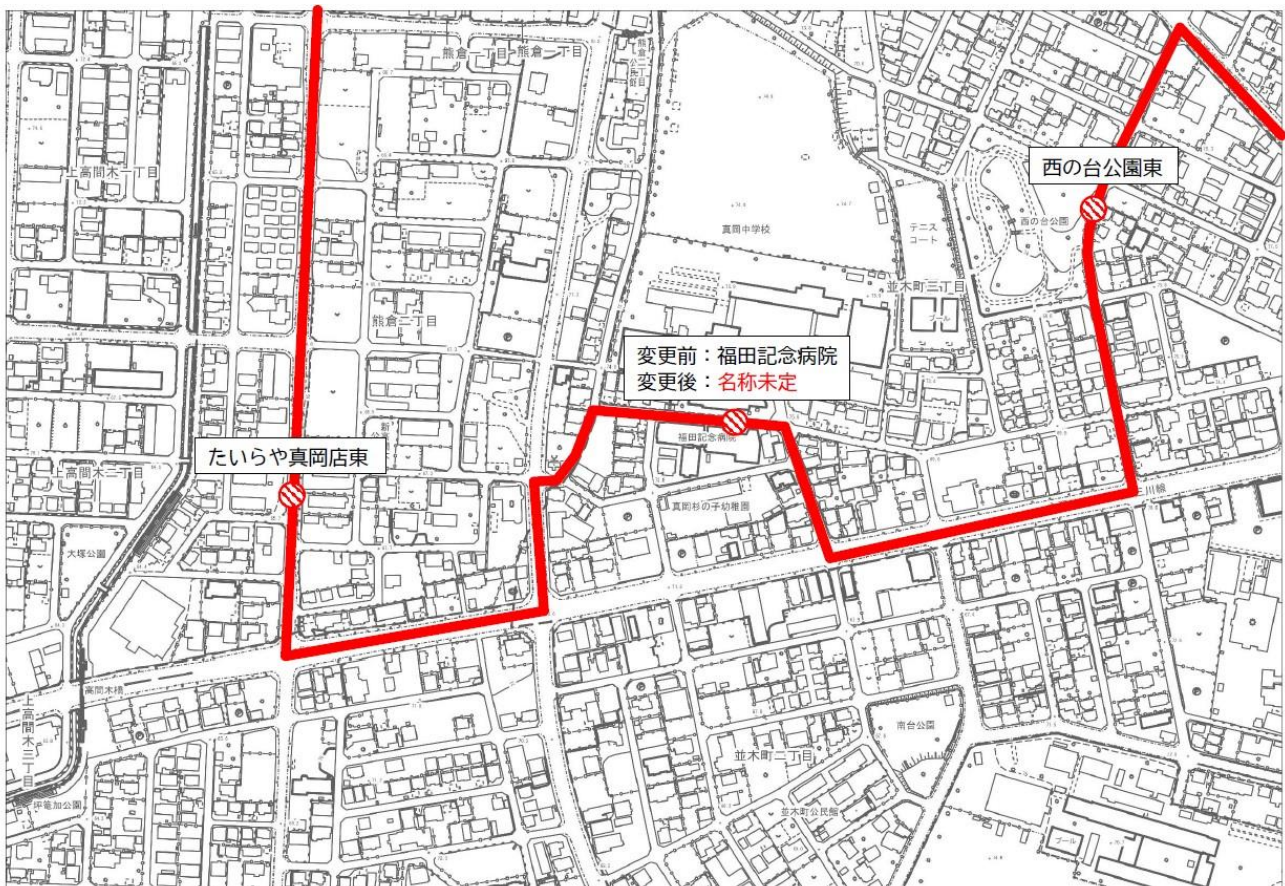
【いちごバスについて】

1 運行内容の変更について

- (1) 概 要 福田記念病院の移転に合わせて、バス停留所の名称変更と新たに停留所を追加するもの。
- (2) 実施時期 病院の移転時期が未定であるが、病院の移転時期に合わせて実施
- (3) 変更内容 次のとおり
時刻表については別紙を参照

2 変更内容

- (1) 現病院について：病院名の変更に伴い、バス停名称が変更となる（名称未定）。

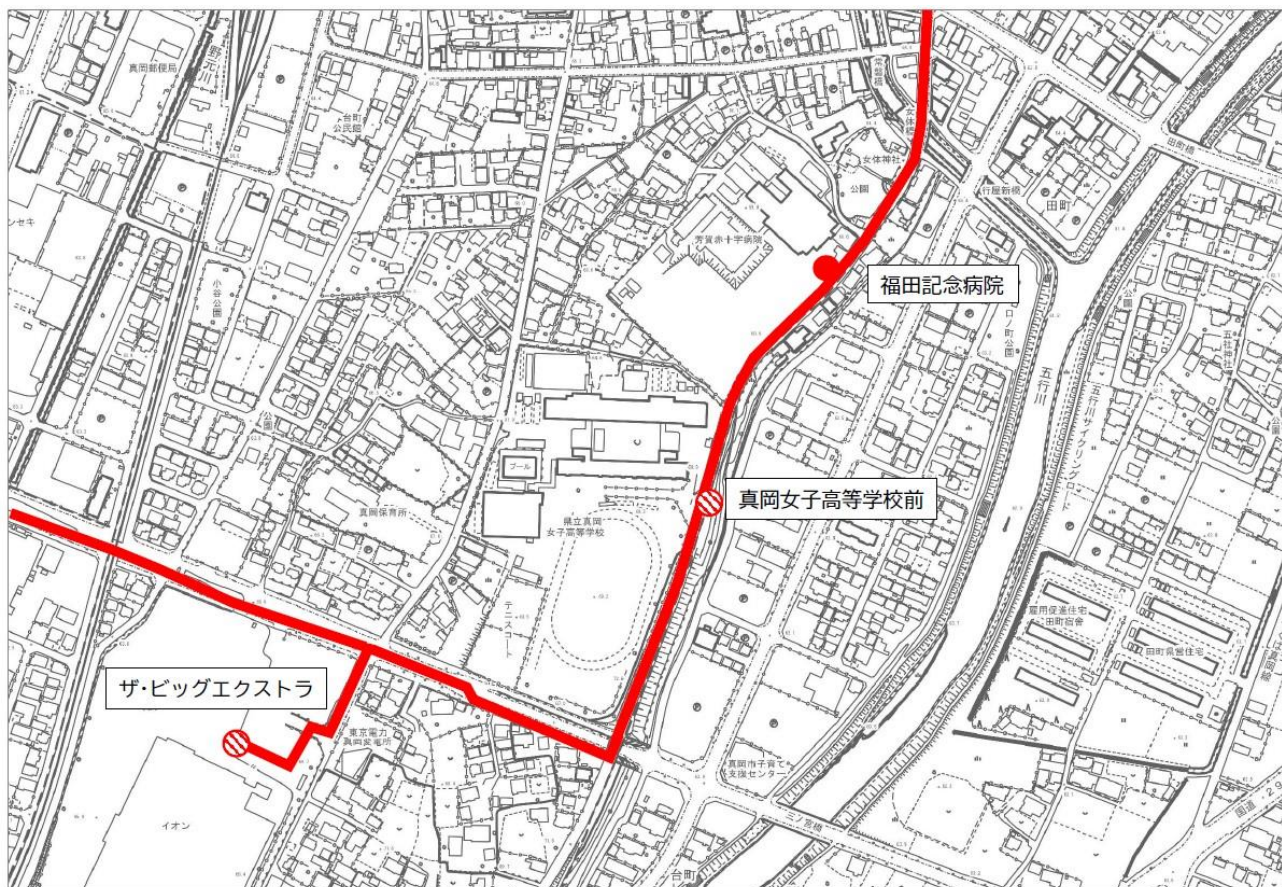


【凡例】

- 追加するバス停留所
- 廃止するバス停留所
- ⊘ 既存のバス停留所（変更のないバス停留所）
- 既存の経路（赤：通常区間、青：フリー乗降区間、緑：迂回ルート）
- 廃止する区間（赤：通常区間、青：フリー乗降区間、緑：迂回ルート）
- 新設する区間

(2) 病院移転先について：新たな停留所を設置する。

名称：福田記念病院



【凡例】	
●	追加するバス停留所
○	廃止するバス停留所
⊘	既存のバス停留所（変更のないバス停留所）
—	既存の経路（赤：通常区間、青：フリー乗降区間、緑：迂回ルート）
.....	廃止する区間（赤：通常区間、青：フリー乗降区間、緑：迂回ルート）
■	新設する区間

3 運行内容変更に係る手続きについて

移転時期が確定次第、当協議会の書面開催を行い、本件について諮る予定

【いちごタクシーについて】

1 目的地の変更

(1)変更する目的地

種別	名称	変更前住所	変更後住所
病院・医院	福田記念病院	真岡市並木町 3丁目10-6	真岡市台町 2461番地

(2)変更する理由

病院の移転に伴う目的地の変更

2 目的地の追加

(1)追加する目的地

種別	名称
病院・医院	未定

(2)追加する理由

福田記念病院の跡地に新しい病院（名称未定）が新設される為

3 目的地の廃止

(1)廃止する目的地

種別	名称
病院・医院	鬼怒ヶ丘クリニック

(2)廃止する理由

病院の閉院に伴う目的地の廃止

【右回り】運行ダイヤ（見直し後）

別紙

No	停留所名	右1便	右2便	右3便	右4便	右5便	右6便	右7便	右8便	右9便	右10便	右11便	右12便
1	真岡駅東口	7:20	8:05	8:50	9:35	10:20	11:05	12:25	13:10	13:55	14:40	15:25	16:10
2	台町	7:21	8:06	8:51	9:36	10:21	11:06	12:26	13:11	13:56	14:41	15:26	16:11
3	木綿会館前	7:22	8:07	8:52	9:37	10:22	11:07	12:27	13:12	13:57	14:42	15:27	16:12
4	荒町二丁目（クスリのアオキ前）	7:23	8:08	8:53	9:38	10:23	11:08	12:28	13:13	13:58	14:43	15:28	16:13
5	柳田外科肛門科医院前	7:23	8:08	8:53	9:38	10:23	11:08	12:28	13:13	13:58	14:43	15:28	16:13
4	荒町二丁目（オータニ荒町店前）	7:24	8:09	8:54	9:39	10:24	11:09	12:29	13:14	13:59	14:44	15:29	16:14
6	北真岡駅	7:28	8:13	8:58	9:43	10:28	11:13	12:33	13:18	14:03	14:48	15:33	16:18
7	芳賀赤十字病院	7:30	8:15	9:00	9:45	10:30	11:15	12:35	13:20	14:05	14:50	15:35	16:20
6	北真岡駅（2）	7:32	8:17	9:02	9:47	10:32	11:17	12:37	13:22	14:07	14:52	15:37	16:22
8	荒町三丁目	7:34	8:19	9:04	9:49	10:34	11:19	12:39	13:24	14:09	14:54	15:39	16:24
9	真岡病院前	7:34	8:19	9:04	9:49	10:34	11:19	12:39	13:24	14:09	14:54	15:39	16:24
10	大前神社前	7:35	8:20	9:05	9:50	10:35	11:20	12:40	13:25	14:10	14:55	15:40	16:25
11	東郷団地入口	7:37	8:22	9:07	9:52	10:37	11:22	12:42	13:27	14:12	14:57	15:42	16:27
12	とりせん東光寺店	7:39	8:24	9:09	9:54	10:39	11:24	12:44	13:29	14:14	14:59	15:44	16:29
13	真岡東小学校前	7:39	8:24	9:09	9:54	10:39	11:24	12:44	13:29	14:14	14:59	15:44	16:29
14	渋谷整形外科	7:42	8:27	9:12	9:57	10:42	11:27	12:47	13:32	14:17	15:02	15:47	16:32
15	芳賀庁舎	7:44	8:29	9:14	9:59	10:44	11:29	12:49	13:34	14:19	15:04	15:49	16:34
16	真岡市民会館	7:44	8:29	9:14	9:59	10:44	11:29	12:49	13:34	14:19	15:04	15:49	16:34
17	真岡市役所	7:50	8:35	9:20	10:05	10:50	11:35	12:55	13:40	14:25	15:10	15:55	16:40
18	田町	7:51	8:36	9:21	10:06	10:51	11:36	12:56	13:41	14:26	15:11	15:56	16:41
19	福田記念病院	7:53	8:38	9:23	10:08	10:53	11:38	12:58	13:43	14:28	15:13	15:58	16:43
20	真岡女子高等学校前	7:53	8:38	9:23	10:08	10:53	11:38	12:58	13:43	14:28	15:13	15:58	16:43
21	ザ・ビッグエクストラ	7:58	8:43	9:28	10:13	10:58	11:43	13:03	13:48	14:33	15:18	16:03	16:48
22	大谷本町	8:00	8:45	9:30	10:15	11:00	11:45	13:05	13:50	14:35	15:20	16:05	16:50
23	真岡脳神経クリニック前	8:00	8:45	9:30	10:15	11:00	11:45	13:05	13:50	14:35	15:20	16:05	16:50
24	八木岡	8:03	8:48	9:33	10:18	11:03	11:48	13:08	13:53	14:38	15:23	16:08	16:53
25	工業団地管理協会前	8:04	8:49	9:34	10:19	11:04	11:49	13:09	13:54	14:39	15:24	16:09	16:54
26	おおはし整形外科前	8:06	8:51	9:36	10:21	11:06	11:51	13:11	13:56	14:41	15:26	16:11	16:56
27	桜井内科前	8:07	8:52	9:37	10:22	11:07	11:52	13:12	13:57	14:42	15:27	16:12	16:57
28	高勢町二丁目	8:08	8:53	9:38	10:23	11:08	11:53	13:13	13:58	14:43	15:28	16:13	16:58
29	高勢町三丁目	8:08	8:53	9:38	10:23	11:08	11:53	13:13	13:58	14:43	15:28	16:13	16:58
30	西真岡こどもクリニック前	8:11	8:56	9:41	10:26	11:11	11:56	13:16	14:01	14:46	15:31	16:16	17:01
31	とりせん真岡店	8:13	8:58	9:43	10:28	11:13	11:58	13:18	14:03	14:48	15:33	16:18	17:03
32	下高間木一丁目	8:14	8:59	9:44	10:29	11:14	11:59	13:19	14:04	14:49	15:34	16:19	17:04
33	上高間木三丁目	8:15	9:00	9:45	10:30	11:15	12:00	13:20	14:05	14:50	15:35	16:20	17:05
34	上高間木二丁目	8:16	9:01	9:46	10:31	11:16	12:01	13:21	14:06	14:51	15:36	16:21	17:06
35	亀山一丁目	8:17	9:02	9:47	10:32	11:17	12:02	13:22	14:07	14:52	15:37	16:22	17:07
36	太子堂公園北	8:17	9:02	9:47	10:32	11:17	12:02	13:22	14:07	14:52	15:37	16:22	17:07
37	熊倉公園	8:20	9:05	9:50	10:35	11:20	12:05	13:25	14:10	14:55	15:40	16:25	17:10
38	たいらや真岡店東	8:23	9:08	9:53	10:38	11:23	12:08	13:28	14:13	14:58	15:43	16:28	17:13
39	名称未定（旧：福田記念病院）	8:24	9:09	9:54	10:39	11:24	12:09	13:29	14:14	14:59	15:44	16:29	17:14
40	西の台公園東	8:26	9:11	9:56	10:41	11:26	12:11	13:31	14:16	15:01	15:46	16:31	17:16
41	高寺下	8:28	9:13	9:58	10:43	11:28	12:13	13:33	14:18	15:03	15:48	16:33	17:18
42	ベシヤ	8:29	9:14	9:59	10:44	11:29	12:14	13:34	14:19	15:04	15:49	16:34	17:19
43	真岡駅西口	8:30	9:15	10:00	10:45	11:30	12:15	13:35	14:20	15:05	15:50	16:35	17:20
1	真岡駅東口	8:35	9:20	10:05	10:50	11:35	12:20	13:40	14:25	15:10	15:55	16:40	17:25

【左回り】運行ダイヤ（見直し後）

No	停留所名	左1便	左2便	左3便	左4便	左5便	左6便
1	真岡駅東口	8:05	9:35	11:05	13:10	14:40	16:10
43	真岡駅西口	8:07	9:37	11:07	13:12	14:42	16:12
42	ベシヤ	8:08	9:38	11:08	13:13	14:43	16:13
41	高寺下	8:09	9:39	11:09	13:14	14:44	16:14
40	西の台公園東	8:11	9:41	11:11	13:16	14:46	16:16
39	名称未定(旧:福田記念病院)	8:13	9:43	11:13	13:18	14:48	16:18
38	たいらや真岡店東	8:14	9:44	11:14	13:19	14:49	16:19
37	熊倉公園	8:17	9:47	11:17	13:22	14:52	16:22
36	太子堂公園北	8:20	9:50	11:20	13:25	14:55	16:25
35	亀山一丁目	8:20	9:50	11:20	13:25	14:55	16:25
34	上高間木二丁目	8:21	9:51	11:21	13:26	14:56	16:26
33	上高間木三丁目	8:22	9:52	11:22	13:27	14:57	16:27
32	下高間木一丁目	8:23	9:53	11:23	13:28	14:58	16:28
31	とりせん真岡店	8:24	9:54	11:24	13:29	14:59	16:29
30	西真岡こどもクリニック前	8:26	9:56	11:26	13:31	15:01	16:31
29	高勢町三丁目	8:29	9:59	11:29	13:34	15:04	16:34
28	高勢町二丁目	8:30	10:00	11:30	13:35	15:05	16:35
27	桜井内科前	8:31	10:01	11:31	13:36	15:06	16:36
26	おおはし整形外科前	8:32	10:02	11:32	13:37	15:07	16:37
25	工業団地管理協会前	8:34	10:04	11:34	13:39	15:09	16:39
24	八木岡	8:35	10:05	11:35	13:40	15:10	16:40
23	真岡脳神経クリニック前	8:38	10:08	11:38	13:43	15:13	16:43
22	大谷本町	8:38	10:08	11:38	13:43	15:13	16:43
21	ザ・ビッグエクストラ	8:40	10:10	11:40	13:45	15:15	16:45
20	真岡女子高等学校前	8:42	10:12	11:42	13:47	15:17	16:47
19	福田記念病院	8:44	10:14	11:44	13:49	15:19	16:49
18	田町	8:44	10:14	11:44	13:49	15:19	16:49
17	真岡市役所	8:50	10:20	11:50	13:55	15:25	16:55
16	真岡市民会館	8:51	10:21	11:51	13:56	15:26	16:56
15	芳賀庁舎	8:51	10:21	11:51	13:56	15:26	16:56
14	渋谷整形外科	8:53	10:23	11:53	13:58	15:28	16:58
13	真岡東小学校前	8:55	10:25	11:55	14:00	15:30	17:00
12	とりせん東光寺店	8:58	10:28	11:58	14:03	15:33	17:03
11	東郷団地入口	9:00	10:30	12:00	14:05	15:35	17:05
10	大前神社前	9:02	10:32	12:02	14:07	15:37	17:07
9	真岡病院前	9:03	10:33	12:03	14:08	15:38	17:08
8	荒町三丁目	9:03	10:33	12:03	14:08	15:38	17:08
5	北真岡駅	9:05	10:35	12:05	14:10	15:40	17:10
7	芳賀赤十字病院	9:07	10:37	12:07	14:12	15:42	17:12
6	北真岡駅(2)	9:09	10:39	12:09	14:14	15:44	17:14
4	荒町二丁目(クスリのアオキ前)	9:12	10:42	12:12	14:17	15:47	17:17
5	柳田外科肛門科医院前	9:12	10:42	12:12	14:17	15:47	17:17
4	荒町二丁目(オータニ荒町店前)	9:13	10:43	12:13	14:18	15:48	17:18
3	木綿会館前	9:14	10:44	12:14	14:19	15:49	17:19
2	台町	9:15	10:45	12:15	14:20	15:50	17:20
1	真岡駅東口	9:20	10:50	12:20	14:25	15:55	17:25

も お か て つ ど う
真岡鐵道

こ う き ょ う こ う つ う の
公共交通に乗ろう!

も お か ベ リ ー 号

しょうがくせい

小学生

わくわく

むりょう

じょうしゃ

無料乗車
キャンペーン

7.19_土～8.31_日

な つ や す お も で つ く
みんなで夏休みの思い出を作りにつけよう!

保護者の方へ

7月19日(土)から8月31日(日)の期間、小学生はいちごバス・もおかベリー号・真岡鐵道に無料で乗車することができます。裏面に詳しい利用の仕方を掲載しているので、参考にご覧ください。公共交通を使って、家族でお出かけしましょう。

- いちごバスともおかベリー号は、乗るときに運転手さんに「小学生」であることを伝えてください。
- 真岡鐵道は、下の利用券を切り取り、降りるときに運転士さん又は駅員さんに渡してください。「久下田駅」と「北山駅」の区間内のみ、利用券を使って無料乗車できます。区間外の駅で乗り降りすると別途運賃がかかるので注意してください。

きりと
り

も お か て つ ど う り ょ う けん
真岡鐵道利用券 (しょうがくせいげんてい)
(小学生限定)

ゆうこう 有効 2025 年 7 月 19 日から
きかん 期間 2025 年 8 月 31 日まで

く げ た き た や ま
久下田⇔北山

も お か て つ ど う り ょ う けん
真岡鐵道利用券 (しょうがくせいげんてい)
(小学生限定)

ゆうこう 有効 2025 年 7 月 19 日から
きかん 期間 2025 年 8 月 31 日まで

く げ た き た や ま
久下田⇔北山

